# 二井同族の家業見習いに関する基礎的研究

下向井 紀彦

はじめに

家業見習いの制度整備

同族の見習い心得

家業見習の実施状況

三

おわりに

はじめに

学」と理解されているもので、三井の家法「宗竺遺書」でも定められている制度であった。三井同族の文化活動をまと めた『三井家文化人名録』では「三井家男子は、十二、三歳で京本店に勤務させ、仕入の方法を習わすこと、 三井では一八世紀前半以降、 同族の男子子弟に対する家業見習いを制度化し実施していた。これは三井では 十五歳よ 「江戸習

り江戸本店へ遣わして家業習得をさせることが定められている。この最初の江戸店への出勤を江戸習学と称している。

二度目からは江戸勤番と称されているが、何度目でも江戸習学が使われている場合もある」としている。

家業見習いについて、 弟を送り込み、接客から帳簿の付け方まで家業見習いを実施することとなった。本稿は三井の同族の男子子弟に対する うになったと思われる。 をすることはなく、高利の子ども世代や初期の重役らは、三井の家業の何たるかを学ばせる機会の必要性を認識するよ ・高利とその子どもたちの世代は、 規則の整備過程や同族子弟の見習い実施状況などを明らかにするものである。 そこで、三井では家業見習いを制度化し、 自ら家業を差配してきた。 営業店舗 しかし、 (特に呉服部門の江戸本店)

条項を採り上げて年齢別の派遣先や営業店舗での履修内容を明らかにしている。また、中井信彦は家法原案ともいえる 意志を内面化させる過程であること、家法に則した行動様式を持つ人間形成の過程であること、などを指摘している。「ラ」 三井の子弟教育については、 (高利次男) の著した「高富草案」の分析のなかで家業見習いについて言及し、家業見習いは同族に共同 特に商家の家訓研究のなかで触れられることが多く、先述した「宗竺遺書」 の家業見習

かったことなどを指摘している。 外の家業見習い規則を検討し、家業見習いは実際に家業訓練として機能していたというより、 るなかで、「宗竺遺書」などの家法を家業永続の行動規範と評価している。また入江は三井の作成した「宗竺遺書」以 三井の同族教育については、入江宏の研究によるところが大きい。入江は多くの商家の家法・家史・教訓書を検討す 象徴としての役割が大き

公人であった西邑虎四郎の書状を紹介して、 他方、具体的な三井同族の見習いの様子としては、三井高陽 高いる (南家八代) の見習を紹介している。 家事奉公人の教育係的役割についても指摘してい 幕末期の同族の見習いの様子が垣間見られるとともに、 (南家一○代)が当時南家に残っていた史料をもとに祖

以上のように、三井の子弟教育について入江の研究成果が詳しいものの網羅的であり、

いまだ掘り下げる余地が残っ

高利の孫世代以降は自ら家業差配 188

引き受ける呉服部門の役割などである。 ている。 戸習学」と理解されているが、 たとえば、三井の体制整備の中での家業見習いの規則整備過程、 当該年齢頃に行う家業見習いは必ずしも江戸のみで行っているわけではない。 また、 冒頭で述べたように三井 の同 同族子弟の見習い派遣状況の実態、 族子弟が 五歳頃に行う家業見習 見習 同族 は 0 いを 江

業見習いの具体的な実施状況については改めて整理する必要がある。

家業見習いの実施状況とその傾向を明らかにする。 同族子弟に交付する心得を事例に、 そこで本稿では、 ①家業見習いに関する規則を時系列で整理し、 呉服部門が家業見習いで重視していたことを明らかにし、 これらを踏まえて、 特に家業見習い 近世三井が家業見習いに求めていたことを展望 の制度整備 ③実際の三井同 ・変遷を明らかにし、 族子弟 (2) 0)

(1) 三井文庫編『三井事業史』(資料篇一、一九七三年、一~一六頁)。

したい。

- (2) 三井文庫編『三井家文化人名録』(二〇〇二年、八頁)。
- 3 徳間書店、 有斐閣、 三井の家法「宗竺遺書」は多くの研究で取り上げられてきた。 九四〇年)、土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』 九七三年)、 安岡重明 『近世商家の経営理念・制度・雇用』(晃洋書房、 代表的なものとして宮本又次 (みすず書房、 一九五四年)、 一九九八年)などが挙げられる。 吉田豊編 『近世商人意識 『商家の家訓』 の研
- $\frac{2}{4}$ 中田易直 『三井高利』(吉川弘文館、 一九五九年)、三井文庫編 『三井事業史』(本篇 一九八〇年) 等がある。
- 5 庫論叢』 中井信彦 四 「共同体的結合の契機としての『血縁』と『支配』―三井家における家法成立過程を素材として―」(『三井文 一九七〇年)。
- (6) 入江宏『近世庶民家訓の研究』(多賀出版、一九九六年)。
- (7) 三井高陽『越後屋反古控』(中央公論社、一九八二年)。

### 家業見習いの制度整備

## 1 元祖・高利と子供たちの修行

こ う。<sup>①</sup> ぞれの修行の様子を抜き出した。 になっている。 高利と子供たちによる事業立ち上げと成長の話、 言及した記録)とともに享保七年(一七二二)に作成されたものである。主要な内容は、 る。「商売記」 三井同族の家業見習い制度の整備過程をみていく前に、まず元祖・高利や高利の子供たちの修行について確認してお 黎明期の同族のうち、 は高治が作成した記録であり、 次世代に三井の成り立ちや高利像を継承するための記録である。以下、「商売記」 高利と高平 (高利長男)、高富 家法の「宗竺遺書」や「家伝記」(高利と妻・寿讃の事績や言行について 高利の言行などで、 (高利次男)、高治 高利の商才や言行を賞賛することを意識した内容 (高利三男) の修行は 高利の祖父・父母・兄弟の話、 の記述などからそれ 「商売記」にみえ

坂に戻り、 二○歳頃に俊次の本町四丁目店を任され、店を繁盛させ売り上げ増加に貢献した。二八歳で母・殊法の世話のために松 高利(一六二二~一六九四)は一四歳で伊勢松坂から江戸に出て、長兄・俊次の江戸本町四丁目の店に勤務している。 自分商売で雌伏の時を過ごす。延宝元年(一六七三)、五二歳で子供たちとともに江戸・本町一丁目に呉服

店を開く。

代同様の奉公をしているものの、 に勤務する。 (一六五三~一七三七)は寛文七年(一六六七)に、一五歳で江戸に出る。 四丁目店では手代同様に勤務し、 店子供には様、手代には殿と呼ばれており、 後に奥帳前役人(店の管理部門の担当者か) 高利家の嫡子としての待遇は確保されて 高利と同じく、 を任されるようになる。手 俊次 の本 四丁目

る三井同族子弟の見習いの制度にも継承されているものと思われる。

いた。

では手代と同じ食器を用いるなど、 同 高富 .様に俊次の本町四丁目店に勤務する。 (一六五 四~一七〇九)は高平の江 高平よりも待遇が悪かったようだ。 嫡子ではないためか、冬の夜に手代の掛取りに提灯を持って同道したり 戸出発の一年後、寛文八年(一六六八)に一五歳で江戸に出る。 高平・高富のお仕着せは木綿着 (冬服)、 高 利 高宮 食事

嶋の帷子 (夏服) であり、 五節句・蛭子講には小遣一〇〇文支給されたという。

高治(一六五七~一七二六)は寛文十一年(一六七一)に一五歳で江戸に出る。

俊次の店に勤務するが、

高利や兄た

親類 と食事を摂るような有様であった。 していたものと思われる。 子供たちの江戸修行の様子を書き残すことで、彼らが ちと異なり、 以上のように、 である俊次の店で実際に働きながら呉服店の仕事を習得する、というものであった。 本町一丁目店に勤務している。 「商売記」 そして、この見習いの年齢と、 の記述にみえる高利と子供たちの家業見習いは、 一丁目店の待遇や小遣いは子供並であり、 商い 居住地以外の場所での見習いという枠組みは、 の基礎をいつ頃どのように学んだのかを次世代に伝えようと 7) いずれも 四四 手代らに給仕したあとで下男ら 高治は、 |歳~一五歳で江戸に下向 「商売記」 後に整備され

## 2 高利らのみた近親者による家業継承の失敗

年の高平の記憶していることをまとめ、 六九四 他 子弟への教育の失敗が家業の失敗や家の衰退を招くこともありえる。 ~一七四八) の編んだ「町人考見録」がある。 高房が序跋を付けたものとされている。「町人考見録」は京都町人盛衰記とも 享保十三年(一七二八) 三井黎明期 ~享保十八年頃に成立したもので、 の記録に、 高房 (北家三代

やその子どもたちに近かったのは高利の長兄・俊次(三井三郎左衛門)である。(4) 紹介している。 いえる史料で、 この中で息子への指導に失敗したことが没落のきっかけとなった者も何家か紹介されている。 京都の有力町人が大名貸の焦げ付きなどにより、二代目・三代目で没落していく様を五○以上の事例で 最も高利

### [史料二]

取替、 立 数寄を致後は聚楽松屋町通に引籠り、随分あくまで心奢り、 郎左衛門後浄貞といふ、 (中略)二代目浄貞職を忘れ、 元祖紹貞 神鏡の明も、 右銀子皆々相滯候得共、 至極の町人の栄耀者なり、 如斯おとろへ申候 極て大気なる人にて、 時に不磨は、 親の代より結構にそだち申候故、曾て商人心は無之、さまざま栄耀にくらし、 家業を不勤故、 曇りて鍋蓋に同じ、 江戸店の余慶旁にて、 衣棚の方に常舞台を建置 (中略) 夫故中々商用には、 よき家督を悪敷持成申候、 元祖よく取立置候得共 前々の様には内証無之候得共、 様々普請数寄風流成事人に越へ、盤槳其外遊芸によく 悴三郎左衛門に能を致させ被申候、 かまい不申暮し候処、 正宗の剱も、 子孫とぎみがきを不致故 時 先は一生無事に暮し申 紀州御家細川殿 々研ねば、 (中略) 二代目三 さび出 茶の湯道具 終に店ぶり 四千貫目 用に不

は ものの、 まれつきの富豪であったことと(「親の代より結構にそだち申候」)、俊次が俊近に家業をたたき込まず能などの文化活 紹 負 (俊次) は自家を有力な商家に成長させた有能な商人であったが、息子の三郎左衛門・浄貞<sup>(経)</sup> 「中々商用には、 江戸店の利益でなんとか無事に暮らせた。しかし、次世代以降没落していった。 かまい不申暮し候」人物であった。そのため、 俊近の代で大名貸の焦げ付きなどが発生した 高平はこの原因を、 (俊近) は 俊近が生 「商人心

悪敷成

は (一(後) たが発明者であった、一人っ子なので俊次の育て方が悪かった、と述べ親の教育に問題があったことを指摘し 動に入れ込ませたこと(「元祖紹貞、 退してしまう、 くられている。 りて鍋蓋に同じ、 元祖 ||貞一生枡目も不存候、 にみていた。 一が商売を興し成長させても、 「町人考見録」だけでなく、 という事例を自らの眼前で見ていたのである。 元祖よく取立置候得共、 俊次家の記事の最後は しかし其身ハ発明成仁にて候へとも、 極て大気なる人にて、 子弟への教育や子弟自らの 子孫とぎみがきを不致故、 「正宗の劔も、 前述した「商売記」でも俊次を述べた箇所で、 時 衣棚 7々研 一子故親浄貞そたて方あしき故かと被存候(5) ねば、 の方に常舞台を建置、 研鑽を怠ってしまったら浪費や商業上の失敗により衰 終に店ぶり悪敷成、 さび出用 だ不立、 悴三 神鏡 如斯おとろへ |郎左衛門に能を致させ被 俊近は枡目すら の明も、 、申候」 時 に 示 読 と締めく 磨 8 高平ら 7 な 11 か 曇 申 る

11 はすでに指摘されているが、 つ 一井の たものと思われる。 体制整備や 様 Z な規則 次世代 類 0) 作 成 の家業見習 は 当該 期に 11 体制 おける次世代 の整備は、 俊次家のようなケースも間近に見ながら進められて  $\wedge$ の事業継 極承とい う切実な課題 に立 脚 7

## 3 家法にみえる見習い原則

門を本店 とえば、 元 禄七年に高利が没した後、 呉服業と両替業という二つの事業部門を一 巻としてまとめ、 享保四年 高平ら 年 第二世 (一七一九) 代は 巻というかたちで整理統合し、 井 には両替業部門を両替店 の事業を次世代に継 承するため 巻としてまとめる。 宝永二年 の制度整備に 〇七〇五 また、 取り 組 宝永七年 W で は呉服 店

の三井の体制整備事業のなかで、 見習い 規則についても整備されていく。 七一〇

に統括機関

大元方を設置

Ų

享保七年

(一七二三)

には家法

「宗竺

一遺書」

を制定するにいたる。

これら一

連

### 

た九分冊の家法草案であり、三井文庫では「高富草案」と呼ばれる史料である。 期頃に成立したといわれている。このうち「全弐」の番号を振られた冊の、 三井の家法といえば「宗竺遺書」だが、その試案のひとつとも呼べる家法草案が存在する。 ①「一家子孫家業入相続之事」と②「一家 宝永年間 (一七〇四~一七一〇) 高利二男・高富の作 の初 成

麁子々幷永井子共家法之定」という項目で見習いについて言及している。

把握させるべき存在として三〇代頃まで現場に勤務すべきとみている。 なると江戸・京・大坂の呉服店・両替店を渡り歩いて実際に働きながら鍛錬するように求めており、 五○歳頃には京・江戸・大坂全体を見渡して指示をする、としている。「高富草案」では嫡子に対して、二○歳以上に 本店で鍛錬する。三二歳で江戸両替店に五〜七年勤務する。三六〜三七歳で御用を勤める。四三〜四四歳で京都に戻る。 二五歳で京本店の買方・仕入を鍛錬する。二七~二八歳までに一年は京両替店で鍛錬する。二九歳で一年大坂両替店・ 家子孫家業入相続之事」では同族嫡子の習得すべき教育階梯を記載している。例えば、二○歳で江戸詰めをする。 三井の事業全体を

役職を経験させる。 依 の項目では二○歳より若い時点での見習いや教育については言及されていないが、 合の注意事項を定めた項目である。ここでは見習いについて、一三~一五歳の頃には京本店で手代待遇で見習いを行う。 一五歳から江戸で三~四年見習いを行う(勤務状況により一○年までの延長もあり)。 拠するのかもしれない。 家麁子々并永井子共家法之定」では「麁子」(嫡子以外の実子や庶子)の身につけるべき内容や麁子が独立する場 家業にはまりよく役に立つ働きをした場合、 格別の褒賞もある。といった内容である。 若年の見習いについてはこの項目に 無妻の場合は店に常詰し様々な 先述した①

以上のように、「高富草案」

段階では、

家業相続者は本店・両替店・御用の全てを一通り把握できるようにする方針

次項の をとっている。そのため二○歳から実践の中で訓練を積むことに重きを置いている。一方、 族 は 一三歳から京本店で、 「宗竺遺書」や実際の見習い年齢にも継承される内容であり、「高富草案」は三井の見習い規則 一五歳から江戸で見習いをする方針をとっている。 この一〇代の見習い 相続しないとしても三井 0 年齢に の基礎の一つと ては

Ö

### (11) 「宗竺遺書

いえる。

認できる限り三井で最初に制式化された見習い原則と思われる。 先述したように「宗竺遺書」には「子孫家業入見習之事」という項目があり、 様々な先行研究で概要は述べられているが、 子弟見習いについて言及して 本稿でも 確

改めて内容を確認しておこう。

子孫家業入見習之事

年相勤、 内 男子十弐三才より京本店に差置、 申 方・帳面等之儀を相覚へ、其内一年大坂へ罷下り、 、差下、 帹 年計京都 又廿八九にて江戸へ下り、 尤二十以上者店々罷· 此度者本店にて一方之役義請取、 初登り致、在京之内又本店に差置、 両替店にも相勤可 在候内所之目録の節者支配人と立会、 申候、 此度者綿店罷在 子とも同前ほとに致させ、 三十以上者夫より親分の者勤方差図可申 帳面等之儀委ク呑込、 此節者一方の買方承り、 切を見覚、 第一呉服店差置候て、 諸事仕入方見習せ、 此 二十四五にて登り、 勘定致し方自身手掛、 節上州又者郡内・山方買物に所 帳面当り等役目相勤させ、二十より又江 呉服方之儀不及申、 -付候間 十五より江戸本店へ遣し、二三 本店へ前のことく相勤 尤判形仕 其旨. 両替店 相心得可 可 々見廻り見覚 '差出候、 綿店買方 中事 右之 買

州 両替店・大坂綿店での見習いも行う。 京し京本店に勤務し、二度目の京本店勤務同様に仕入れ・帳付けを行う。⑤この時期に大坂に下向し、 ・郡内等産地での買い付けの見習いも行う、とする。 ここでは年齢ごとの教育内容を設定している。 ③二○歳頃に再び江戸に下向し、 ②一五歳から二~三年ほど江戸本店に勤務する。その後、 ⑥二八~二九歳で江戸に下向する。このとき江戸綿店で見習いを行い、 江戸本店で実務に就き、 ①同族男子子弟は一二~一三歳で京本店に勤務し、 特に帳簿についてよく理解する。 京本店に勤務し仕入一般や帳付けの役目を実際に勤 ④二四~二五 子供同 大坂本店·大坂 |前に仕 加えて上 一歳で帰

提出すること、⑧三○歳以上の者については親分からの指示を受けること、 また、⑦二〇歳以上の同族子弟が店に勤務する場合、 支配人と立ち会い、 も定めている。 決算帳簿の作成を自ら行い、 判形をついて

竺遺 統 ていた 存在していた呉服店部門 度目の江戸見習い は少なからず行われている)。 合されているため、 いては一五歳頃に最初の江戸見習い 京本店で二回、江戸本店で二回、江戸綿店で一回、大坂で一回、 「家法式目」では、 作成から七年後の享保十四年(一七二九) 6 二八歳頃の綿店での見習いはほとんど実施されていないものと思われる。 (綿店、 ・綿店部門・両替店部門の三部門の業務を全て掌握するカリキュラムであった。ただし、「宗 「宗竺遺書」 なお、 産地での買い付け)、合計三度の見習いを経ることになっていた。宗竺遺書制定段階で 0) 「宗竺遺書」 (②)、二○歳頃に二度目の見習い 「両替店 に、 綿店買方」 の同族関係項目を削除して各店舗に配布し寄会等で読み 江戸綿店は江戸向店と改称して呉服店部門 を 見習いと実務を行うこととなっている。 両替店之義を」とし、 3 (実務を行う中で鍛錬)、二八歳 「此度者綿店罷在 (後年、 (本店 向店での見習 聞 特に江 を かせられ 頃 此

者向

店ニ罷在」と改めている。

習い内容に着目した場合、 遺書」では嫡子も麁子も関係無く同族男子全員が一五歳と二○歳頃に江戸で見習いを行うよう定めている。 以上が「宗竺遺書」で定められている同族子弟の見習いであった。先述した「高富草案」と比較してみると、「宗竺 「宗竺遺書」は 「高富草案」などをベースに同族男子子弟の家業見習い原則を定めたものと 別 の見

## 4 元文年間の見習い細則の整備―「同苗店々勤方定目」を事例に

えるだろう。

必要に応じて細則 同族向けの細則である「同苗店々勤方定目」(以下、勤方定目) 印(老分)としている。 分しており、 元文二年の呉服店 「三ヶ所両替店同苗出勤式」を定めている。三井では「宗竺遺書」を原則として種々の細則で詳細な実施要領を定め、 えば享保九年(一七二四)には、 同苗在江勤番之定式、 宗竺遺書」 ① 初 印 制定後、 の追加や修正を行って、江戸での勤務や見習い (元服前)、②学印(元服~二四·二五歳)、 小遣•路金建」 (11) 三井では 見習い適齢者は①②に該当する。また、 「宗竺遺書」の内容を踏まえて、家業見習いに関する細則を次々に整備してい 同族の江戸勤務や江戸見習いに関する注意事項や小遣い・旅費を定めた細則である (以下、 小遣路金建) の実施要領と注意事項を見てみよう。 を定めている。この史料では小遣の支給設定を年齢別 と 元文二年(一七三七)には、 ③働印 (二六~三○歳)、④公印 (三○歳以上)、 の体制を維持していたのである。 両替店での勤務に関する同族向け 呉服店での勤 以下、 の細則である 具体例として、 務に関 ⑤ 極 に区区 する 例

### (一)「同苗店 々勤 方定目」につい

の細則である勤方定目から見習い

番や見習いに関するものである。 方定目は呉服 店部門の各店舗に同族が赴く際に守るべき規則であり、「元祖よりの家法」(「宗竺遺書」) 元文二年に宗清(高房、北家三代)、八郎右衛門(高方、 新町家二代)、八郎兵衛 で定め る勤 (高

を受け、 は 年間に延べ一五七 ほぼ同 到着時と出発時に署名・捺印をしていたものと思われる。 一である。 の名前が列挙されている。 巻末に各店舗への到着年月日か出立年月日、 「宗竺遺書」と勤方定目で定められている見習いの実施要領は基本的 署名、 署名は元文二年~明治三年(一八七〇)まで一三三 押印があるため、店に到着した日に読み聞

の名前で作成されている。現在少なくとも京本店・江戸本店・大坂本店の三冊が残っており、文言

治に至るまで踏襲されていたのである。

勝

伊皿子家二代)

呉服業・両替業の展開、 で元祖以来の家業習得が行き届かなくなることを危惧していた。 負をもつ。 ったのである。 いる者も出始めていた。 など、事業を順調にこなしている自信も持っていた。しかし次の世代の中には家業を理解せず商売方法にも疎くなって 勤方定目の作成理由は史料冒頭で述べられている。 糸店·間之町店 そこで三井の根本の商売を定め、 奉公人の増加、 (両替店部門に属する糸絹問屋)という新たな店舗を構え、 御用の拝命など三井の規模が拡大し、 作成者の高房らは高利以来の商売のやり方を遵守し勤めてきた自 各自の心得として読み聞かせることとしたという。 次世代への事業継承のために見習い規則の再整備を行 同族子弟も増加したことで、 両替店も御為替御用を全うする 同族末端ま 高房らは

### (二) 見習いの内容

季は中柱 季は会所・ 主に江戸の店が想定されていると思われる。 方定目において、 (店内で支配人の常駐している場所ヵ) に詰めて商品の所在などを覚える。 売場・屋敷方で手代同様に出し物をする。 同族男子子弟の見習いは二度行うことになっている。ここでは店や勤務地は指定され 一度目の見習いは一五~二〇歳の者を対象としている。下向した最初の半 その他、 勘定場で帳簿の付け方や、 商品の所在を覚えたら、 計算の仕方を覚える。 ってい 残りの半 11

京・大坂から到来する書状に目を通し、

確認の印形を押す。

で勤

務しつつ、

0)

確

認

•

える

習得させ、 来の見習い体制を維持できなくなり、 対 られた下札によると、 う子弟について総領家は三男まで、 応に苦慮していた。 歳 Ŧi. から 歳頃 の内容は基本的に 来状のチ Ó ぞの 見習 最 エ 11 初 このとき三井十一家では子弟の数が増加していたという。 三井同族の江 は ツ 0 クを行い店舗間 江戸見習い 基本的に全男子子弟を対象としていたが、 「宗竺遺書」で定められている見習い要領を基礎として、 他の本家筋は次男まで、 では 戸 家業見習いの対象者を限定するかたちで存続させたものとい · 京都間 商 の連絡方法や当時の各店舗の経営状況などを把握させていたものと思われ 品 の配置や、 ...の旅費や江戸滞在中の小遣いは少なくない。 店内 連家は嫡子のみ、 の各部署での商品の出 文久二年 とすることに改められた。 (二八六二) また、 し入れ、 具体的に何を行うかを提示してい 当該期の三 幕末期 に各店舗で見習い 帳簿の付け方や計算方法を える にい 井は経営悪化とそ たり三井では従 勤方定目に貼 をおこな

算帳簿ができあが からの見習いに引き続き、 ば 行ったり、 かりでは 一度目 の見習い 売場・ 販売店 決算 屋敷方・立役で半年か一年、 は二〇歳~三〇歳 つ の基本技術を習得できない 帳簿 た際に確認の上奥印を押す任務も追加されている。 京・大坂から到来する書状に目を通し、 押印も行う勤番としての下向でもあったとい の間に行うものとしている。 ため各部署で業務を行うように、 手代同様に任務にあたることとされている。 ここでは、 確認の印形を押すことも任務であった。 二度目の下向は見習いでありながら、 同 という注意事項も付されてい 族子弟は店舗 また、 0) 会所で商 中 -柱で裁 品 0 さらに、 物 価 る。 を扱 実際に 格 設定 って 五. 店 決 歳

理解 ところで、 商売上の 各店舗 元服以 0) 課題などを相 元締・ 後に店に勤める場合、 名代・支配人と相談しながら店の経営に関与することを定めてい 談した上で現地に赴くよう定めてい 京都を出発する際に京本店で元締・名代・支配人と店の治め方、 る 赴任中も各店舗を巡 回 る。 L そして任 商 品 相 場 務終了 0) 商 行 時に各店 品 方をよく 場 0)

舗の

元締

名代・支配人と相談して、店の治め方、

商売のやり方、

代物の価格が適正か否か、

染 •

張

仕

成

の吟

味

他

店商売の景気、 具合を把握しようとしつつ、店や商売に関する第三者的な意見を出させることで、重役らの心得になることを期待して 相談することとしている。三井では、 . る。 元服以後は多くの場面で奉公人側の経営幹部らと協議し、 勤務中の感想などを整理して、帰京後、京本店で元締・名代・支配人と見習い・勤番の実施報告を行い 見習い同族子弟と奉公人の幹部らとを折々に相談させることで各同族子弟の 店の運営の一翼を担っていくことが求められていたと 励

### (三) 滞在中の心得

いえるだろう。

にすること、 その他、 勤方定目では、 小遣いを使いすぎず倹約を心掛けること、着用物も「古道」にすることとしている 滞在中の慎みについても多数盛り込まれている。例えば、 身の回りや髪型は目立たないよう

ことがうかがえる。 から三都 と帳合時に誤解を招くので慎むこと、としている。 特に商売でなく自分用の呉服の調達については、 :の各店舗に調達を依頼するかたちをとることとしている。 華美な着物を勝手に調達する同苗・子弟が多数いた もし呉服を必要とする者は自家の台所役人筆頭に指示を出し、そこ 自分で調達せず担当役人に依頼すること、 担当役人以外に依

いる 時刻を支配人に提出すること、習学時は勤務中の遊芸を禁止するが、気晴らしの謡の稽古などは月二度までは許容する 場」(礼儀に外れる場や行儀の悪い場ヵ)に江戸詰め同族と一緒に出かけることは禁止する、 店舗の支配人と相談すること、 また、江戸に出てくる同族に対する滞在中の生活面での注意事項もある。例えば、高額な小道具の購入する場合に各 (もし居合わせたら、 見習いの者が遠慮することとなっている)。 能・囃子・相撲などに勤番の同族と連れだって出かけるのは良いが、芝居や また関東の神社参詣や他出する際は行先 などの内容を盛り込んで 非礼

など余暇の過ごし方についての禁止事項も続く。

都 勤 番 遠 (大元方) の同族や支配 方の地で見習いをするため、 の許可を得ること、若年子弟の勤務時は、 人に許可を取って出かけること、 体調管理についても盛り込まれている。 勤務中の泊まりの参詣や保養目的 「養生式目」を遵守させること、 勤 【務中の罹病で医師が湯治を指示した場合、 0 入湯 などを定める。 には、 勤 番 己 次世代を担う 族 許 可

族子弟の体調管理にはかなり気をつかっている様子がうかがえる。

と、などを盛り込んでいる。三井における家業見習いは父子相伝ではなく、店の支配人や各部署の担当手代の手で指導 で行われていた。 定目を読み聞かせた。 の乱れに注意すること、 滞 在中 Ó 同族子弟に対する指導や健康管理は支配人の担当であった。 父親の能力に左右されることなく、 勤方定目には各店の支配人らへの注意事項も多数書かれており、 気になる点は遠慮無く大元方に報告すること、見習いに不都合があれば、 定の質の見習いを受ける事ができる体制になっていたのである。 同族子弟が各店舗に到着すると、 勤務中の · の 同 支配人を処罰するこ 族子弟の身持や行 支配

原則としての 以上のように、 「宗竺遺書」に対して、 勤方定目には見習い 細則としての勤方定目といえるだろう。 の実施要領から日 々生活の禁止事項まで様々 な内容を盛り込んだものであった。 逆に、見習いに失態があれば支配人の責任であった。

## 分裂期の見習い細則―「店々諸事改書付」を事例に―

5

状況に応じて改訂される場合もあった。 勤 方式目は幕末維新期にいたるまで三井の見習い 例えば、 三井が身上一致の原則を破っていた時期などには見習いに関する新 原則のひとつとして機能していたが、 見習い規則は三井 アの置 か ñ

な規則が作られている。

### (一) 三井の分裂とは

三井では一八世紀半ば頃から同族の借財増加や同族間の不和で三井内部に不協和音広がるようになっていた。

野 2 年以上続くものの、 者は伊皿子家三代・高登(一七二九~一七九三)らであり、 安永三年(一七七四)、ついに三井一一家で事業を分割する事態が発生する。 再統合にいたる。三井ではこの再統合を「寛政一致」と呼んでいる。 田 |両替部門・③松坂店に三分割し、①を北・新町・家原・長井の四家、 松坂・永坂町の三家で持ち分ける体制であり、三井では「安永の持分」と呼ぶ分裂状態に突入する。 高登没後に、反対する同族とその他の同族・重役らとの裁判を経て寛政九年(一七九七)ようやく 同族自ら一致の原則を破ったことになる。持分状態は二〇 ②を伊皿子・室町・ 具体的には、 三井の事業を①呉服 南 小 右川 三の四家、 持分の首謀 ③を小 部門

## (二)「店々諸事改書付」に見える家業見習い

れは、 捺印の義務などを定めていたが、 京都の店に収められていたものが伝わっている。 書」や各店舗の規則類のなかで、 三井の分裂状態の始まった安永三年(一七七四)、 同族や店 舖 に .関する複数の規則や通達を集成したものであり、様々な内容が含まれている。 持分を受けて現状にあわせて改訂したものと思われる。 寄会の開催や、 同族の勤務、 「店々諸事改書付」 重役の褒美銀 以下、 (ボーナス) 改書付)という規則が作成される。 改書付は現時点で江戸の店と の支給、 勘定帳簿 従来は家法 の署名 遺

ち分けている同族の江戸滞在中の食費は江戸本店が負担する。 本店を持ち分けてい 改書付の江戸詰めの同族に対して以下のように定める。 ②江戸 る同族の小遣いは本店が、 往来は配 属先の店支配人を一人付ける。 両替店を持ち分けている同族の小遣いは ③ 江戸 ⑤両替店を持ち分けている同族が江戸本店で見習いをし 滞在中の ①呉服部門の各店舗 亦 遣い は従来の八割に制限する。 両替店が負担する。 (本店 • 向店 • 芝 口 店 ただし、 の寄会

そして、

④江戸

初下り

同族は持分にかかわらず本店の勤務とする。

とする。

2

族 0

江.

戸

大坂; 日

往復 兀

の旅費は持

負

担で従

来の

八割程度とする。

③若年

卣

族

の京都店

勤

務

で

は

出

京本店は

銀

知三分とし、

子供 分店 0)

の場合出勤料は

無しとする。

京 両

. 替店と勢

州店は各店

舗 7

0

判

断

両替店持

分の子供は両替店に止宿する、

とい

た条項が盛

その他、

見習い 同

関する内容として、

①若年同族の江戸・

大坂下向を習学と呼称し、

二五五

歳くらい

までを習学適

齢

期

芝居 ている間 安永持分で同 は半 食費は -季に 江 上族各家が事業部門を分割したため、 口 戸両替店が負担する。 両替店側 0) 同苗 は不許可とする。 ただし、 寝泊まりは江 江戸 7 /滞在中 江 戸 滞 .戸両替店で行う。 · の 同 在中、 .族に対する支出を大元方から各事業部 本店持ち 分け ⑥江戸滯在中、 同 族 の菓子 類購 本店 持ち は 自 分け 門に切 三負 同 担 族 0)

替えたのが大きな変更点であ

する。 に送 に申 各家 ②習学中の食事は台所で摂る。 に対して、 方の許可をとる。 のであった。 中 0 書付の見習いに 崩 (4) 柱で対応する。 料 依頼主 昼 京本店 から負担する。 間 ① 江戸 医師が湯治を指示した場合は支配人に許可申請をする。 に碁 ⑨京都から呉服注文があった場合、 届 0 重役 け代金を回 関する項目は、 将棋に興じるのは禁止とする。 本店の中柱で裁物・仕立物を習う。 8 他 ⑥着用日 所に出かける際の手続きはこれまで通りとする。 大川幸右衛門が申し渡した心得(示合) 収 奉公人の食事より一 品 Ų 安永三年十月十八日に京都を出発し、 の調達は担当役人に命じる。 代金は京本店から江戸本店の中帳庭に送る。 ⑤小遣料は各店 種多くてよい。 担当役人に伝える。 衣服は唐桟留か青梅嶋、 売人から直買しない。 を基にしている。 ③二階で来客応対中に膳 の負担で月払いとする。 泊まり 中 江戸本店に見習い 帳庭 の参詣や保養目 神社参詣や他出 羽織は太織 (売場 この示合の ⑦退役手代が挨拶回 の管理部門の一 的 は 使い 長足 嶋 にでかけた喜次郎 行先 の入湯は 過ぎの 無紋 内容は以下のようなも (早食 帰 0) 3 勤 宅 場 無地物とする。 番 時 合 力 から京本店 ŋ 刻 同苗と大元 を支配 に来る場 超過 高 無用 分は

込まれている。

過多だった持分以前の状況を踏まえた緊縮財政の影響が見習いにも及んでいるものと思われる。 を忘れさせないための示合といえよう。寛政九年の寛政一致後、三井では再び勤方定目が基幹的な同族の見習い細則と 側は許可されていないし、 して、本店持分同苗と両替店持分同苗で待遇の違う項目もみられる。芝居振舞は、 族子弟にも呉服部門での習学を盛り込んでいる。持ち分けをしているとはいえ、 あれば大元方が負担する費目を各店舗が負担するようにし、小遣いや旅費を従来の八割に制限している。これらは支出 て利用するようになり、 以上のように、 持分期の見習いの規則である改書付は、 明治初期まで運用していくのである。 菓子代は、本店側は自己負担だが、両替店側は店負担となっている。そして、両替店持分同 習学中にかかる費用について大きく変更されており、 三井の事業の根本が呉服商であること 本店側は許可されているが、 また、持分期の特徴と 従来で 両替店

- $\widehat{1}$ 『三井事業史』 本篇一、前掲入江著書一四六頁でも触れられている。
- 例えば、 滝本誠一編『日本経済大典』(第二二巻、

『三井事業史』資料篇一、二三~四六頁

2

- 3 明治文献、一九六九年) などに収録されてい
- 4前掲入江著書一四五頁でも触れられている。
- 5 『三井事業史』資料篇一、二七頁
- 6 樋口知代「史料紹介『高富草案』」(『三井文庫論叢』 四、一九七〇年、五九~一〇三頁)。
- 7 (三井文庫所蔵史料 近世において「宗竺遺書」は基本的に非公開であり、ごく限られた機会にのみ読み聞かせが行われるだけであった。 各店舗には | 宗竺|遺書| 本九〇六)という規則が配布されており、 から資産の持ち分け比率など同族のみに関わる条項を削除して成形し直した 定期的な寄会で同族・奉公人に読み聞かせられるもので 一家法式目

- 8 あった。 『三井事業史』本篇一、入江著書一三五頁など。 同族・奉公人らは「家法式目」を通じて「宗竺遺書」の見習い原則を周知されていたであろう。
- 9 見習いと奉公では三井の商売上の技術に触れられる権限に大きな差があったものと思われる。 外の子弟の見習い受け入れは禁止しているのである。三井での見習いはあくまでも同族男子子弟に限定されており、 している。見習いで三井の商売のやり方を開示してしまうと、後々不利益を蒙りうる。そのため、親類であっても同 に置いてほしいと依頼があっても断ること、生活に困っている者の悴を店で受け入れる場合、 分にてハ軽存候とも、後々如何様之妨ケに相成可申茂難斗存候、 習ト店々へ差出し度たのみ候とも無用ニ候、尤不如意成者にて取立旁も悴店に差置候ハ、奉公人並に致し差置可申 課題である ところで「宗竺遺書」に三井の店前売は伊豆蔵を模倣したものだというくだりがあるが、そこには 此旨能々可存事」とある。親類の子供を見習いとして店 奉公人として雇うこと、 この違いについては今後の 「縁者之子ども為見 また、
- 10 11 「同苗在江勤番之定式、 「家法式目」(三井文庫所蔵史料 本九〇六)。
  - 小遣•路金建」(三井文庫所蔵史料 本九二三、 続一一二九)。
- $\widehat{12}$ 定目の一部は前掲入江著書一三九頁でも触れられている。 |同苗店々勤方定目」(三井文庫所蔵史料 本九四五 [京本店]、本九四八 [大坂本店]、 続一 五. 五. 〔江戸本店〕)。 勤力
- 14 13 「三ヶ所両替店同苗出勤式」(三井文庫所蔵史料 前掲入江著書一三八~一三九頁でも部分的に引用されている。 続一 五.
- 15 に況が好成績であることを理由に異動させるべきではないと意見しているという(前掲入江著書) この点は入江も指摘しており、 小石川家三代高長の見習期間中に勤務店の異動を命ぜられた際、 一五五頁)。 店支配人が高長の見習
- 16 「店々諸事改書付」(三井文庫所蔵史料 本一二八二一四)。

### 一 同族の見習い心得

### 1 初期の見習い心得

(一) 三井高勝の「勤方之定」

されていたものと思われる。以下、 同族子弟の家業見習いの具体像を明らかにする。 前章の改書付でみたように、同族子弟の多くは見習いで江戸に出かける際、京本店から見習いの心得(示合) 同族子弟に申し渡された見習い心得を紹介しつつ、そこから読み取れる三井の男子 が通達

子家を継承する人物である。 に下向した。 まずは最初期の見習い心得からみてみよう。宝永三年(一七〇六)九月、伊皿子家二代の高勝は見習いのために江 高勝は高利の一一男であるが、 高利次男高富(一六五四~一七〇九、 伊皿子家初代) の養子となって伊皿

成者は養父高富 舗に派遣される際に「示合」が発給されることは先述したが、これはその最初のケースともいえる。「勤方之定」の作 高勝は江戸下向に際し、「勤方之定」という見習い心得を申し渡されている。後年、(2) 〔京本店〕・池村市右衛門〔不明〕)である。未だ大元方は設置されておらず(宝永七年〔一七一○〕設置)、 も制定されておらず (当時・八郎右衛門)と重役手代四名(小林善次郎 (享保七年〔一七二二〕制定)、父・高富から子・高勝への申し送りというよりも、 [京本店]・脇田太右衛門 同族子弟が見習いや勤番で各店 [江戸本店] • 岡本伝右衛 三井全体

動方之定」は、以下の一二箇条からなる。

の意志として通達された心得といえるだろう。

衣

#### [史料三]

### 勤方之定

朝者五ツニ起、 手水遣、 朝飯給、 髪結、 早 々見世江 出 可 被

見世にてハ商 通者不及申、 直 打 裁物 前 売 奥帳 通所 切 店 染地方、 右之通能吞込、 難知儀者其後所

申

事

の手代江相尋可 被 申事

及暮候者、 勘定場にて毎日~~ 売高聞可被申 事

夜者手習清書支配人江見せ可被申候、

**幷算盤も致稽古四ツ半ニ急度臥可被申** 

京都両親江一ヶ月ニ三度宛自筆之書状差為登可被申

向店迄出候共、 支配人江断、 其上他出帳へ付罷出可被申

断身之持樣猥二致申間敷事、 幷大食·大酒者不及申料 理好堅 事 無用、

類我儘二拵申間鋪候、 入用之節者支配人江相談可 被申候、 火事繁キ土地にて候間、 随分無数 新 持 可 被申 事

常

Z

保養可被

致

事

買物二御出候衆中江慇懃二挨拶可被致候

六日・ 十三日 向 仏前 礼拝 可 車 事

京都来状支配人江読聞せ、 又此方より差下シ申書状も不残致拝見づらく読聞せ可被申

上京之節何事ニよらす、 我等相尋申候事、 無指支速 こ返答可被申 候

右之通急度相勤可被申候、 被申候、 以上 少ニ而も相違於有之者、 早速我等方江為知申様二支配人江堅申付置 一候条、 左様相 心

的な見習いの実施要項だったともいえるだろう。 ない。高勝への「勤方之定」は、 ていることであろう(第一二条)。先述のように、この時期まだ大元方は設置されておらず、「宗竺遺書」も存在してい あったことがうかがえる。興味深いのは、帰京後に高富や京本店の重役から見習に関する口頭試問を受ける予定になっ 務中の心構えと注意事項で構成されている。ここから、三井では初回の見習時に店舗に関わる業務を学ばせるつもりで (第八条)、外出 主な内容は起床・就寝時間 (第九条)、 高利・寿讃の命日の礼拝(第一○条)、来状の確認(第一一条)、などにおよび、 (第一条・第四条)、勤務・日課 見習いの規則・原則というより、 (第二条から第六条)、体調管理と食事 体制整備途上の子弟見習い向けの心得であり、 (第七条)、着衣 店での勤 具体

### (二)「勤方之定」の再利用

戸見習時に「御式目」(家法式目)とともに読み聞かせることも申し添えている。高富→高勝→高登と、家で継承され てきた心得が高登の時に三井同族全体の心得として継承されるようになったといえよう。 (当時・八郎右衛門)は江戸本店に心得を送付して補保管させ、京本店でも筆写するよう指示している。そこでは、 高勝に宛てて出された「勤方之定」は、その後の同族の江戸下向にも利用されている。たとえば寛保三年(一七四 高勝は子の高登 (伊皿子家三代)の江戸下向時にこの心得を下付している。そして、(3) 明和八年(一七七一)、 高登

## 2 一九世紀初期の見習い心得―三井高就の場合―

あったが、改書付の心得と類似した史料は三井文庫所蔵史料の中にいくつか残っている。特に、享和二年(一八〇二) 先述した一 勤方之定」 同様の心得は、 前章の改書付でみた同族子弟の見習い心得(示合)とやや性格の異なるもので あった。

見ることができ、 御手控」等と題されている 蚏 治三年 (一八七〇) 少なくとも一八世紀後半には京本店が示合を同族子弟に通達していたことがわかる。 の心得の控が合綴されて残っており、 以下、 本稿では見習いの心得を 「示合」と呼ぶ)。 個々の心得は 全員分ではないものの 何名か の示合を

## (一) 高就の初回見習いの心得

雅) 江戸 が見習い へ近々御発駕被遊候、 (一八○二) 二月九日、北家台所から発された廻文が京本店に到来する。そこには から大元方に照会し、承認が下りたら各家から呉服 示合の綴のなかで最も古い記事は北家七代・高就のものである。 とともに京都を出発した。見送りは元方掛の後見である家城、 、滞在中は三三郎と名乗ることも通達された。 のために近々京を出発する旨記載されてい 御餞別御見送り等之儀ハ、 御断被仰度御旨御座候、以上」とあり、 同十四日、 た9 両替両事業部門に廻文で通達していたものと思われる。 同十二日にも北家台所から廻文が到来し、 高就は江戸勤番の任を帯びた次郎右衛門 大元方設立後、 北家支配人の藤田、 同族子弟の江戸見習いは、 「源右衛門様御儀 その他連店の支配人一名ずつで 源右衛門 高就が下向 (北家七代 (新町家五代、 為御勤番 享和 三井各家 にあたり 高 江戸 表

高就 に相 述べた勤方定目の読み聞かせを行って巻末に署名捺印し、見習い心得である「示合」が申し渡されたものと思われる。 二月九日に北家から廻文が届くと、京本店は高就を呼び出し、 伴したのは京本店の が初回見習い 時に申し渡されたのは以下の一七箇条の示合であった。 元締から支配 ・筆頭までの奉公人重役であり、 出発に先立って示合と餞別の盃を行った。 吸い物と菓子を供している。 示合では第 京本店で盃 一章で

享和弐年戌弐月源右衛門高就様

初御習学御示合之覚

御役所之儀ハ見世御手伝惣手代並と可被思召上候

事御謙下被遊候而商向之処、 両替店御勤番様ハ御役柄と申御建方之通御取扱申上候、 御手練肝要二御心得可被遊候、尤(以下欠) 御習学ハ訳違ひ手代同様ニ御勤被遊候御事ニ候へ者、

万

両替店江御出之節ハ掛り之支配人へ御達し可被遊候

御膳台所二而御召上可被遊候

暮能々御思慮被遊万事御慎ミ可被遊候 御衣服御髮附目二立、 旦那らしく見え候而者、 商店之儀故御督意御客方へ対し不遠慮之筋ニ被取候得ハ、 此処朝

御部屋ニしちりん茶道具差置候而ハ、御督意方御客へ対し不遠慮ニ御座候間、

御無用可被遊候

昼之内碁将棋御無用可被遊候

式日三日之御礼御請被遊候ハ、、中柱ニ而御請可被遊候

京都より御頼れ御取次之品、是又懸り之支配人・組頭へ被仰付取計次第可被遊候、 御入用之品御買物一式懸り之支配人・組頭 へ可被仰付候、 勿論御 部 屋 御取寄御覧御 御直為登御無用御 無用二可 一被遊候 座

小道具屋類御部屋へ立入事御無用ニ可被遊候

一巡り真盛寺御参詣之節、 宿持又ハ支配人と一 緒 二御出可被遊候

芝居御趣向御催し被遊候御参御無用可被遊候、 年ニ両三度程店表より御振廻ニ可仕候、 其節ハ宿持幷支配人御同

六条)、 分で

日中

碁

将棋は禁止

組

頭に伝えること(第一○条)、

小道具屋を勤番部屋に連れ込むことの禁止

(第一一条)、三

一囲神社 ・

真盛寺への参

あっ

(第

達しないこと、

四条)、

(第二条)、

勤

道 一可仕 候

但 右芝居二不限、 御他行之節 御 医師、 其外他 所御 咄 伽衆御連被遊候義御無用 可 被 遊

御 小遣ひ御定之通御遣ひ過被遊間敷 勿論御上京之節 ハ御土産物御入用御座候へハ、 平生御遣ひ延し被遊候様御

心

懸専

御座

江.

.戸湿気深所ニ御

座候、

然二肴類沢山之土地二候得

ハ

過食被遊候而八御

:病気発

し可

申

一候間、

程克被召上折

御

宿持支配 人より申 上候趣御 用ひ被遊候間、 自然御 心ニ難叶義も御座候共、 店表建方ニ御座候得ハ、 御違背被

商店之義 ニ御座候 ヘハ、 御客来之御はきものハ直 し被遊候程之御心入を以、 万事御習学可被遊

灸事等被遊、 万事御養生を以御堅身 勤 務可 被遊 候

と(第一条・第二条)、両替店には勤番同族が詰めているが、 ここでは主に見習い中の心構えと注意事項を中心に申し渡されている。 |番同族が詰めてい る両替店に行くときでも支配人に届け出ること 高就のことは手代同様に扱うからよく心得ておくこと 内容を列記すると、 (第三条)、 食事は台所で摂ること 手代同様の勤 一務に励むこ

衣服・髪型は旦那らしく見えないようにすること(第五条)、 部屋で取り寄せて一 (第七条)、 式日・三日のお礼の際には中柱で対応すること 覧することも禁止 (第九条)、 部屋に七厘・茶道具類を持ち込むことの禁止 京都 から取り次ぎの依頼が (第八条)、 必要な物品 た場合支配 (第

詣でも宿持手代や支配人を同道すること(第一二条)、芝居などは店から年数度の振る舞いを行うので自分勝手に出 11 けることの禁止 (第一四条)、宿持支配人から言われたことには従うこと (第一五条)、 (第一六条)、 (第一三条)、 江戸は湿気が多く酒肴類も豊富なので、 他行の際に石やお伽衆のような連中を同道するのは禁止 過食による病気に気をつけること 店頭では客の履き物を直すような心構えで見習 同上、 小遣の使いすぎ禁 (第一七条)、

時

'々灸を行い養生をもって健康に気をつけること

(同条)、

となっている。

すでに述べてきた勤方定目や改書付の内容

月の政由 と類似・重複するものも多い。 心であり、 不明であるが、 意したものであろう。 人としては高い素養を持ち、 り、惣領家である北家当主の中で、三井を代表する「八郎右衛門」を名乗れなかった唯一の人物でもある。 る。特徴的なのは、部屋への茶道具の持込禁止や小道具の招き入れ禁止などである。 見習 見習いを行った享和年間から文政年間にかけて同族の借財が問題になっている時期であり、 頭での心構えや、 それぞれの勤 い時の示合に見られる箇条で、 (家原家五代)、文化八年九月の孝嗣 注意事項 高就の個性を踏まえた示合の可能性も考えられる。 務地に向 また、 禁止事項などを盛り込んだものであった。三井同族らは初回見習い時に右のような示合を受けた 日中の碁・将棋の禁止、 絵画・ 高就自身、 かって出発したのである。 和歌・茶道などに造詣があった。 文化四年十月の高基 後に不行跡や借財の累積などにより同族から隠居・謹慎を命ぜられる人物であ 他出時の注意などは勤方定目など他の規則類にも見られる注意事項であ (小野田家五代) の示合に見えるが、 (伊皿子家五代)、文化五年二月の高茂 このように、 一七歳段階でそのような素行が露顕 初回習学時の示合は勤務中の心得が 後年の示合には見られない。 小道具屋の招き入れについては 習学中 (室町家八代)、 の散財 他方で文化 7 いたの 遊芸を注 高 同 初

なお、

高就の江戸滞在中の具体的な活動内容は記録に残っておらず現時点で判然としない。

高就は約一年の見習いを

受けるものの、 経 証験し、 翌年二月二日、 勢州を経 江戸での初 由して同 + 九 回見習を終えて江戸を出立する。 日 の七ツ時に帰京 東海道を利用して、 途中大井川で五日の足止

止めを

(二) 高就の二度目見習い時の心得

高 就の二度目下向は文化二年 (一八〇五) 0) 九月であった。 このときも出発前に示合を申 し渡されている

#### | | 史 | 料 | 五

文化二年丑九月、三三郎様二度目御習学

御示合之覚

商 之趣を以励方申遣候得とも今一 .向之儀御承知被遊候 通 両三年 息はき付不申苦々敷奉存候、 諸士様方御 此 倹 約 続、 其上八木下直旁売高減 当秋閏月丸月ニ売出し、 少、 右 二者 其余売増申登せ候様 難相 済二付、 追 Z 御 下 知

格別御下知可被下候

手 座 前 見世御人入本状ニ認登り候義、 前 候得ハ此末大数相捌ケ候様、 ·備方叮嚀ニ御会釈柔和ニ而、 店 木面 類 関 東物売捌 先様御満足被遊候処与ならてハ御人入相増申 右是迄御人入二者難相済、 尚又被仰付可 方無少御 座候、 被下候 此処大数相捌 此処格別相増候樣御懸引可被下候、 ケ不申候半 而 蕳 敷、 前 売繁昌 此 処日々御気配り被遊 「難敷、 世上御 委細· 审 贔 屓を請 候 可 通 由 二御

様 商 子日々厚御下 統慎ミ厚候 内外治り方能 へ者出 知被遊可 調 来 不申 可 单 电 候半 候 耑 無左候半而 難 出来 ハ 候、 商 皆以 内出来候而も 店治りニ 勘定目 一拘り、 録鍔目合不申 是目 付 所 二御 座 則 候 入 八割申 支配 候 組 通御 頭 格 座 候間 肝 心 役

人

共

上で、 に努力すること。 ③江戸の三店では木綿類 の時 り上げは良くても勘定目録と一致しない。三店の様子を見ながら下知すること。 と。②来店者数は適宜報告されてきているが現状の人入りでは済まされない、 て売り上げ増加を報告してきている、 三年ほど武家方の倹約も続いており、 丁寧で柔和な会釈を心がけ、客に満足してもらうようでなくては来店者数の増加は見込めない、 初 々の世上の景況や店の現状に触れ具体的課題を与えているものと思われる。 口 以下の任務を与えている。 の見習いと比べて、 ④商売は内外の治まりが良くなくてはならない。支配人・組頭格以下、 ・関東絹の売れ行きが悪い。これらが売れなくては現金での店前売はふるわない。 内容が大きく異なる。二度目の見習い対象者には、 すなわち、①文化二年閏八月に江戸三店(江戸本店・向店・芝口店) 以後の売増しに向けて三店(江戸本店・江戸向店・江戸芝口店) 米価も安値で、 三井の呉服部門の売り上げもよろしくない、 来店者の増加につながる努力をすること。 実店舗での見習いの経験を踏まえて、 高就には、 役人全員慎み厚くなければ売 近年商売がふるわず、 日々気配りすること。 という現状を伝えた 大売出を実施し の指導をするこ 売れるよう そ

たように、 促しているものといえる。 きる問題ではないが、支配人以下の奉公人や勤番で現地に滞在している同族らと一致協力して店の課題に取り組むよう 右 に書かれている現金売の低迷や来店者数の伸び悩みは当該期の本質的課題であり、 二度目以降の見習いは勤番とも称される。 二度目見習い の示合は実務に関わる具体的な注意事項と課題設定が目立 半ば店舗運営に関与させるつもりであることが想像される。 見習いに出かける同族で対処で つ。 はじめにで述べ

## 次世代の三井代表を担う者への示合ー三井高福の場合ー

3

次に高福(一八〇八~一八八五、北家八代)の初回見習い時に出された示合を見てみたい。

政年間までは同族の借財問題も山積していたが、文政年間にいたりようやくそれらを処理することができた。そこで、 続けていくのだが、 の原則を崩し、 先述したように、安永年間から寛政年間にかけて、三井は家法「宗竺遺書」で定められている身上一致 出発する。これに先立ち、 三井では若い同族に呉服 文政五年(一八二二)、高福は高満(一八○八~一八五八、新町家六代)とともに初回見習いのために江戸に向 事業部門を三井各家で持ち分ける「安永持分」期であった。寛政年間に再び一致して、 事業部門と家との繋がり強化され、寛政の一致以後もそれが継続し、 両名は京本店で示合を通達される。この二名の派遣については先行研究でも触れら 両替の両事業部門を体験させることで解消を図ろうとしたのである。 (E) 解消が課題となっていた。文 以後身上一致を (財産共有制 てい けて

### [史料<sub>[16]</sub>

される前に、

京本店から呼び出されて示合を通達されている。

以下長くなるが前文を掲載する。

高就同樣、

江.

.戸に派遣

高

福と高満は文政五年(一八二二)十月から翌年十一月まで江戸で初回の見習いを実施する。

文政五午九月

新町源右衛門 様 初而江 戸御習学

油 小路長四 郎 様

御 F 向 ニ付

御示合之覚

本店御詰ニ付、 手代共御 指 図 审 Ŀ 候通 商 用 向格 莂 御打入り御習学可被遊候、 尤御役附キ見世 |御手伝出

端子供同前御心得御 出 情 미 被遊候

商内店之儀ニ御座候へハ、

御入来御買人様方へ御会釈御叮嚀御取扱御はき物迄茂御直し被遊候程之御心入ヲ以'

諸 事御 謙り 御 勤 務 可被遊候

御 話中 裁 地 物弁仕立方諸式積り物、 其外商用励御習学可被遊候

御 障二 .衣服平日ハ青梅嶋歟都而綿服之御建ニ御座候間 相成候而者商ひ之妨候得者、 此 処能々御思慮被遊万事御慎目立不申様御取廻 随分麁服着用御髪付其外目立候而八、 し可 `被遊候 御督意御来客様方御目

被遊御事二候 両替店御勤番 様ハ御役柄之儀に付、 只々商内筋道能 に々御鍛 御取扱御建方も御座候御事、 錬追々御掛引出来候様御 然三御習学之御 心得可被遊候 儀 ハ 訳違 こ而手代同様 御 勤

可

但し、 両替店へ御出之節迚も掛り支配人へ 、御届可被遊候

三ン日等礼式中柱 朝夕御膳 三度共台所ニ而御召上可被遊候 二而御請 可被遊候

昼之内碁·将棋御無用可被遊候

御入用之品御買物 式掛り支配人組 頭 へ可被仰付候、 御部 屋 御 取寄 御 覧御 無用 可 被遊

候

尤重目之品反数為御登被遊候而ハ駄賃費等御座候間決而御無用可被遊候 京都より御頼レ御取次之品是又掛り支配人・組頭へ被仰付取計次第可被遊 候 御 直 為登 相成不申御 建 二御 座

三廻り・真盛寺御参詣之節ハ宿持又ハ支配人と御 緒 御 出 司 被遊

店表より御振舞申上、 芝居抔 へ御出被遊候節、 他所之仁御同伴御 無用、 其砌八宿持幷支配人御同道可仕 候

御 趣向 .御催等之儀 切 御無用 可 被 遊候

御 小遣料御定之通 但し、 其外 他所 御 出之節迚も御同様御心得可被遊 御勘定被仰付、 過上相 成不申候樣 尤御帰京之節御土産物御入用等之儀、

月

々

兼而御見積

月 々 延 銀 出 来 仕 候 様 平  $\exists$ 諸 事 御 慎質 (素御 賄 可 被 遊候

但 自 相 1然御 一候儀御 成 不申 先 物 入も 座 様 愐 御 厚御 候間 習学 相 増 取 様 可 御 扱 方御 過 申 可 申 候 Ŀ 過上 間 茁 上旨被仰 来 出 初 朩 申 来御! 而 御下 付 様 為御 振 候 向之御: 合不宜儀 取 賄 仕候通、 此 可 三付、 被 義与得御 遊 候 甚 無 拠 御大事之奉 長 承 知可 元 ヤ 方様 御 被 **!**詰被遊、 必遊候、 存候 申 Ė 間 万一 重 厳 而 此 敷御 過上 御 段 下 緊度被 能 相 向 Z 度 成 御 毎 候 思 時 為仰 御 慮 知 可 不 出 商 被 得 人 游 多 11: 相 事 切 御 御 成 可 過 届 申 申

江 言 表 */* \ 湿 気 深ク ± 地 御 座 候 別 而 魚 類 沢 Ш 候 八、 過 食被遊候 而 71 御 病 気等 相 発 可 申 大切之御 身上 御 座 候

宿 条 持弁支配人 飲 食程 克被召 へより 申 上 候儀、 折 々灸治等被遊候 自然御 意 相 而 叶 万端御養生専 かたく義も 御 座 御 候 心掛 共 可 御 被 違背被 遊 遊 蕳 敷候、

且

文店

Z

多人数-

(之事

候

ŧ 粗 御 中ニハ 座 候 思慮浅 以 我身 丰 者も 勝手之筋 御 座 候 御 是等之者共我 座 候 間 決 而 悪敷事 御 取 71 ŋ 不 被 改 遊 シーが 間 敷 候 前 人之非 万一 御 ヲ 聞 Ŀ 捨 り ŧ 讒 難 被 遊 間 候 敷 儀 事 ŧ 共 候 申 Ŀ 候 儀

夫々 役 | 柄之者 御 内 可 被 仰 聞

御 詰 中 -御読 物 御 手 跡 +-路盤等 無怠御 稽 舌 可 被 遊候

但 御 調 於御 可 被 候 地 御 是 .稽古被 又彼 地学文 遊 候御 所御 書物御 座 持下於 候 間 彼 御 聞 地 合 可 御 然 師 講 釈 御 御 聴 稽 聞 舌 御 可 被遊 出 可 被 候 遊 候 且又本心 兎 角 御修 大勢 行被 御 沼 遊 遣 候 候 事 故 御 無怠

向 而 難 候 間 呉 Z ŧ 御 出 情 可 被 遊 候

候 候 右 相 認候 御 家 柄 趣 之儀 前 々 より 候 御 71 建 方 後 御 而 座 候 御 条 名 前 無御 御 譲 請 違 背急度御 可 被 遊 御 守 身 可 上 被 遊候、 御 座 候 得 偖 者 (1) 商 商 内 内筋 向 励 方 道 駈 御 引之様 不 鍛 錬 子 方端 而 11 御 御 見  $\overline{\phantom{a}}$ 知 聞 難 可 被 被 游

2

御

先

祖

様者

御

手

つ

から

商内千辛労苦

被遊

而

御

家督之基ひ

御

建

被

遊

誠

難

有

御

事奉存!

候

右

等之儀

不

恵

上候 引仕 候内ニ者御幼 候故之御儀与奉存候、 終ニハ御心くるハしく様相成申物ニ而御座候、 候と申事、 違之儀御座候時者御咜被遊候、 御披見被遊能々御熟得、 八御油断被遊間敷、 御会釈等申 而 聊之儀御差扣不申上候儀も御座候哉、 ハ乍憚 御式目被為認置候、 年二而御 御身之冥加不宜奉存候、 上候時 合点致かたく事も御座候様奉存候へ共、 御若年より御慎□御厳重なる時ハ悪党者近寄不申候、 近来御改付追々被仰遣候へハ、於江戸表も無御遠慮可申上儀ニ奉存候、 ·八御買人樣方御満足被遊、 御習学中無御故障御勤務無程目出度御帰京奉希上候, 是等も能々御勘考可被遊候、 於彼地も別宅支配人より御趣意違候儀 夫商人者華美無益之入目相退キ売物下直 初聊成御事も後々ハ大成質と相成御気進増長御改被遊憎キ物ニ 其始ハ皆以世間法外之者共御心易被遊候ニ付、 世上之御愛憐御心いき知り、 於京都ハ御両親様又御同苗様方御暦々被為居御 折々御覧可被遊、 ハ可申上候へ 別而江戸表ハ繁華地ニ而人気も違 ニ相磨、 無声にて人呼之道理 別而御 以上 共 元服後者御心得 其身ヲ謙り正直実意以駈 遠路御苦労ニ御詰被遊候 色々之儀御勤 右之通御示合申上 ニ而店益富栄 三日 々朝 申上 心得

知している。 聞すること。 文である。 .利や高平ら子供たちの苦労を追体験させ、 手ずから商 両名宛ての示合は一六箇条あるが、 他の示合にはあまりみられない一文が付されている。 名前譲請の身上なのだから鍛錬せよ、 売を行 ずれ三井の家名を相続する身上なのだから商いの筋道を不鍛錬では命令を発することも出来ない、 い千辛労苦して家督を築き上げてきた。これを理解しない 基本的な構成は改書付や高就の示合と大きく変わらない。 どのように三井の基礎を築いたの という条項は他の示合ではあまり見られない。 特に、 ①では商売の励み方や掛け引きの様子をよく見 か理解させるための見習い、 では自身の冥加にならない、 特徴的 また、 なのは示合の末 ②では先祖ら と位置づけ としている。

ていることがわかる

ても家業継承させることを意識した内容となっており、 三井では当時一五歳だった高福・高満に次世代の三井代表を担わせるつもりでいたようだ。京本店における示合にお 家業見習いも元祖以来の三井の商売を理解させるつもりだっ

たことがうかがえる

Ŧī. 江戸両替店や上州の買方見習など、江戸の複数の店舗での業務から産地での仕入方法にいたるまで、様々な見習を経 年に及ぶ。これは確認できる限り同族子弟の見習いの最長滞在記録ともいえる期間である。この見習い しているのである。三井同族や大元方が高福に寄せていた期待がうかがえる 月~文政八年二月であった)。 事実、 高福の見習いは徹底していた。二度目の見習いは文政八年(一八二五) (他方、 正月~天保二年 (一八三一) 高満の二度目の見習 、 の 間 1 に は文政七 四 高 月 福 0) 験

## 最末期の示合―三井高保の場合

4

替店で、 のときに東京呉服店に赴き見習いを行っている。このとき同時に他の若年同族の内、 であり、 最後に三井高保 高性な 高保の示合は確認できる限り最後のものである。 (小石川家七代高喜男、前述)が江戸糸店で見習いを行っている。 (一八五○~一九二二、室町家一○代)の示合をみてみよう。 前述したように、これは最末期の見習 高保は明治三年(一八七〇)、二一 高が景が (小石川家・八代) が 江

歳 両

### [史料元]

明 治三午五月、 竹屋町 震之助樣初而東京御習学御 下向 . 三 附

御 一小合賞

一本店江御詰手代共御差図申上候通 商用向格別御打入り御習学被遊、 尤見世御手伝出し物等、 万端若キ者同 前

心得御出情可被遊候

一商店之儀ニ御座候得者、〇ハ 御入来之御買人様方江御会釈御取扱御はき物迄も御直し被遊候程之御心入ヲ以、 諸事御

御勤務可被遊候

算筆御不鍛錬ニ而者万事損失御座候間、 御如才無御座候得共、 格別御鍛錬、 尤御詰中諸色積り物幷ニ裁地物、

其

外商用向御習学夜分者御手習等可被遊候

△御衣服平日者綿服之御建ニ御座候間、 随分麁服御着用、 御髮附其外目立候而者御督意御来客様方妨 相 成候而

ハ、差支候間、目立不申様手代同様御心得可被遊候

之筋道能々御鍛錬、 △両替店御詰御勤番様者御取扱之建方茂御座候得共、 後年二至御駈引御差図出来候様専一二御心得可被遊候 御習学之御儀二候得者、 手代同様二御勤可被遊候、

只々商

但 両替店江御出候之節迚茂掛り支配人江御届可被遊候

△式日三日礼式中柱 二而御請可被遊候

△昼之内碁将戲等御無用、 尤夜深シ之儀者御身為ニ不宜候間、 御心得可被遊候

一御身持御風俗御古道ニ可被遊候、 屋江御取寄御覧御無用可被遊候 御着用物其外御入用之品、 御買物一式掛り支配人・組頭江可被仰付候 尤御部

220

御 △従 直 一為登 京都 葙 自 **|然被御** 成 不 申 御 頼 は建ニ御 之御 品 座 茂御 候 座 候 尤為見物幷重目之品反数御 是又掛 り支配 人 為替 組 頭 江 被仰 相 成 付 候 丽 両 /\ 駄賃費 人之者より 二御 座 申 候 Ŀ 間 候 次 第 決 可 而 御 被 無 遊 崩 可

△御 膳 度共 台所 三而御

但

被

遊候

朝家内同様 召上り 可 被 御膳 遊 '三御

御

起被遊

候

而

同

嵵

沼

Ē

可可

被遊

囲 并 三真 盛寺江 御 参 詣 又 71 外方江 御 他 行之節、 他 所之仁 御 同伴 御 無 用 其 八砌者宿 持 又 支配 人御 借 可 仕

勿

論 御物好等之儀 切 御 無 **川之事** 

階御 部部 屋 江. 手代 子供 御 招 集 ジ被 遊 候而 者自 **I**然油 断 相 成 身為ニ不宜、 又御 呼 ・寄之内ニハ 心得違, る仕、 店

治 り 拘 可申 蕳 此 所 能 々 御 賢慮可 被遊 候

但 昼之内ハしちり ん江火ヲ継候 義 風強 + 土 地 柄用 心ニも 拘候 間 御 無用 可 被遊候

△C 御 之儀者頭より御見積] 小遣料御定之通 可 被 切 遊候、 過上 相 何分平日御質素御 !成不申 候 様 別 活当 取 賄 節 岢 物之義 被 遊 二候 以得者格 別 御 慎 尤御 帰 京之節 御 土 一産物御 入用

但 不 住 万一 様 御 過上 呉 ハ々茂御 茁 来候時者不 取 賄 可 一被遊候、 裑 止事、 御下 元方様方江其段 向 |毎ニ御手付キも多ク相| 司 申 儀 御 成可 座 候間 单 就而 此 段篤与御 ハ 自 然与御物入茂相 :承知被 遊 切 増 御 可 過 上出 申 間

初 而 御 下 向之御仕 癖 基御 大事 二御 座. 候 何 分御手元之処肝 心 一御 逆候、 此 段能 17 御思 慮 可 被 遊

別 江 而 戸 御 表 大切之御身上二御座候間 ハ湿 気深キ 処 三御 座 候、 其上魚類下魚等沢山之土地 程克被召上、 折々御灸治等被遊万端御養生御 二候得者、 過 食被遊候 勤 務 圃 可 被 御 遊 病気発! 候 基 相 成 可 申

以 宿持幷ニ支配人より申上候趣自然思召ニ難相叶儀茂御座候共、△ 思慮浅キ者抔ハ兎角ニ見え作り、 勝手筋二候間、 決而御取上ケ被遊間敷候、 我非ヲ隠し却而人之非ヲ上ケ、 万一御聞捨ニ茂難被遊義茂候ハ、、夫々役柄之者へ御内々可被仰 御違背被遊間敷候、 強言ヶ間敷事共申上候儀茂粗御座候、 偖又店々多人数之事 二候得者、 是等ハ皆 崩

是迄御習被遊候御書物御持下り、 無怠御素読被遊、 其上御稽古被遊度思召候ハ、、 其段被仰出 師御求御学可

勤仕や茶道具の持ち込み禁止の条項が無くなり、 六箇条あり、 史料七は高保に申し渡された示合の下書であろう。 内容は全体的に先述した高福の時期のものに類似している。 また高福・高満の示合にみえる名前譲替えに関する記述も無い。 高保は明治三年五月に京本店において示合を通達されている。全 高就の時期にみえる小道具屋の招き入れ

るのであるが、近世半ばに定まった習学規則の枠組みは一○○年近く継続し明治三年頃まで運用されていたのである。 な事業再編を実施し、 治三年の見習いは江戸の呉服店で実施された最後の見習いであった。この後三井では呉服店の切り離しなど大規模 元祖以来の商売は近代三井の事業基盤ではなくなった。 旧来の家業見習いはこれをもって終了す

## 小遣使用の注意にみえる示合の変化

5

元方から交通費や滞在費を支給するのだが、同族による使いすぎが恒常化しており、小遣いの支出に対して神経をとが 11 くつか 以上いくつかの示合をみてきたが、大半の示合に盛り込まれながら、 特に小遣使用に関する項目で顕著であり、 書き方が数度変化する。 時期によって記述内容が大きく変化するものも 三井では見習いや勤番において、

けるように改訂している。

る様子がうかがえる らせていた。見習いに送られた同族の小遣い使用状況を踏まえて文言を変化させ、 使いすぎないように注意を促してい

に心がけること、という書き方になっている。 過被遊間敷、 小遣いは規定通り支給するので、使いすぎてはならない、 たとえば、 勿論御上京之節ハ御土産物御入用御座候へハ平生御遣ひ延し被遊候様御 本章で最初に紹介した享和二年(一八〇二) の高就の初回見習いでは、示合で 帰京時の土産代も小遣いから支出するので、 心懸専 「御小遣ひ御定之通御 御座候 平生の遣い と述べてい 造ひ

候而八御上京之節思召之外御過上出来候物御座候間, 月勘定被遊一切御過上出来不申樣、 るので平生から心がけること、となっている。 使いすぎとならないようにすること。 次に、文化八年(一八一一)に実施した孝嗣。 勿論御上京之節者御土産物御入用ニ御座候へ者、夫丈ケ月々ニ而御遣ひ延シ不被遊 帰京時の土産代も含まれる。 高就の示合と違い、 (一七九七~一八二八、 平生御心掛専 毎月小遣いを温存しなくては帰京時に使いすぎとな 小遣いは毎月勘定を行い、 一御座候」となっている。 小野田家五代) の初回 小遣い 月々の使いすぎに気をつ 見習い は月勘定とし の場合、 御 小遣 切

するよう命ぜられているので、 ような但 が良くないため、やむを得ず大元方に報告して厳重注意を与えた。 先述したように、文政五年(一八二二)の高福の示合の場合、 長 期 間 .し書きが追加されている。 の滞在となるので、 知己の商人も増え、 良く承知すること。 史料六の一三条目を見ると、 自然と支出も増えるだろう。 もし使いすぎた場合は報告し、 先だっての習学同族で使いすぎた者がいた。 小遣いの箇条は孝嗣とほぼ同一である。 大元方からは 初めての下向なので特に大事に心得て 使いすぎが出ないように取 切使いすぎをしてはならないと通達 しかし以下の 振り り扱うこ

よく思慮すること、とされている。

違反者

小遣いの使いすぎをした同族に大元方から厳重注意を与えたことを記載し、

へのペナルティを明言して同族に対して使いすぎないよう注意を促しているといえよう。

増えて物入りになる。初めての下向時の癖が大事である。お手元の始末が肝心である。良く思慮すること。 やむを得ず大元方へその旨報告することになる。よく承知して使いすぎないように。下向の回数が増えると付き合いも る。史料七の一三条目を見ると、近年習学で下向した同族は慎み良く小遣いの延銀が生じている。万一使いすぎた場合、 ^治三年(一八七○)の高保の示合の場合、本文は孝嗣・高福の示合と表現は大差無いが、 但書の表現が変化してい

この点、 見習い同族は小遣いを適正に使用し延銀を生じさせていることを述べて、使いすぎに気をつけるように促している。 って毎回適宜必要な修正を加えるもので、 三井の呉服部門では習学中の同族の小遣い浪費に特に神経をとがらせていた。示合は店の状況や同族の態度などによ 高福までの示合では使いすぎが恒常化しており、厳重処分もありうることを提示していたが、高保の示合では近年の 高勝から高登に引き継がれ、 江戸本店・京本店に移管された「勤方之定」とは大きく異なっているように思わ 他の規則類よりもより現実に即した注意事項、 心得だったように思われる。

- 1 「勤方之定」(三井文庫所蔵史料 本九二九—四)。 入江前掲著書一五四頁でも触れられている。
- 2 五九頁)において同族向けの「示合」を用いて家業見習の様子を紹介している。 前掲入江著書一五三〜一五九頁や『三井八郎右衞門高棟伝』(三井八郎右衛門高棟伝編纂委員会編、 九八八年、 五八
- 3 「勤方之定」の入っている箱の裏に高勝から高登に宛てて「宗栄居士江戸初勤之節被仰渡 高勝から高登に引き継がれたことがうかがえる 書今亦相護也如件」
- (4) 「江戸本店初勤要用勤方」(三井文庫所蔵史料 北二二一七)。

- 5 三・六四)。 「御示合覚」 (三井文庫所蔵史料 別六七六―一・三・五・六・七・一〇・一二・一九・二一・三〇・四五 ・四八・六
- 6 七・四九・七一・七二)。 「御示合書」(三井文庫所蔵史料 別六七六一二・四・八・九・一三・一四・一五・一七・一九・二〇・二二・二六・ 四
- (7)「心得方之覚」(三井文庫所蔵史料 別六七六—一六·二三)。
- 8 「御手控」(三井文庫所蔵史料 別六七六―二七・三二・三三・三四・三六・三九・四一・四二・四四・五八)。
- 10 9 する際に三井同族的な名前では具合が悪かったためであろう。 回覧で通達されることがうかがえるのだが、子弟を見習いに送り出す決定過程については詳細を明らかにできてい 後掲する第1表にも記載しているように、 このことから、同族子弟の見習いは三井各家と大元方とで決定し、了承が得られたら各家から呉服・両替両事業部門に 同族子弟は見習いに出かける際に幼名を名乗っている。奉公人とともに勤務
- 11 「名代言送帳」 享和二年二月九日条(三井文庫所蔵史料 別一七六四)。
- 12 「御示合之覚」享和二年二月(三井文庫所蔵史料 別六七六—七〇)。
- 13 所蔵史料 「書状之控帳」享和三年二月十八日(三井文庫所蔵史料 別一七六五 別八三三)、「名代言送帳」 享和三年二月十九日条 (三井文庫
- (4) 「御示合之覚」文化二年九月(三井文庫所蔵史料 別六七六―六六)。
- (6)「即六六之紀」(三井て置丘成児科・川六八六・江・(15)『三井事業史』(本篇一、五五七頁)。
- <u>16</u> 紹介しているものの、その意義については言及していない。 「御示合之覚」(三井文庫所蔵史料 別六七六—五二)。 入江 前掲著書 五四~一五五頁。 入江は高福の示合の同 箇所
- (17) 「御示合覚」(三井文庫所蔵史料 別六七六—一)。
- (18) 「御示合下書」(三井文庫所蔵史料 別六七六—五九)。

## 家業見習いの全容

1

でかけた事例を時系列でまとめた(第1表)。 居 三井 住地以外に所在する店舗 訚 族子弟の家業見習いは、 (京都在住の同族なら江戸や大坂、松坂在住の同族なら京・江戸・大坂) 赴任や帰還の記録などにより誰がどこに赴任したか、ある程度把握できる。 に家業見習いに 同族子弟

と呼んでいるが、 として下向している者、 11 156)は一九歳で外部から松坂家に入家したため、若年時の見習いを経験していないものと思われる。 1) は四歳で、伝蔵 ても実質的に習学と思われるものも見習いとして扱った。ただし、習学適齢期の二○歳未満で明確に見習いでなく勤番 う遠隔地の店舗への見習いを抽出した。 るもの、 ③第一章で触れた小遣路金建で初印・学印と記載されているもの、などを見習いとみなし、 「宗竺遺書」などに定められている、一二~一三歳頃に主に京都で行う初出勤は除外し、 本稿では①『稿本三井家史料』で「習学」とされているもの、 (長井家四代、 見習い状況の不明な者(№149~162)も掲載した。このうち高光 M162) は三歳で没しているため見習いを行っていな はじめにで触れたように、三井では初回見習いを ②示合や勤方定目で 「習学」、一 1) 高が行き (室町家六代、 「習学」とされて (松坂家五代、 一度目を 一五歳頃から行 勤番とされ No. 1 5 勤 No.

表の一

四八件から勤番一

○件を除いた数)。

表に基づいて同族子弟の見習いをみてみよう。

まず、

史料から確認できた見習いは全部で一三八件である

業店舗での家業見習いを事業史料から確認できるのは宝永三年(№8)・同七年(№9)に派遣された高勝

高利や高平・高富など俊次店で修行した黎明期の同族らを除き、

(伊皿子家

一井の営

第1表 三井同族の家業見習い (時系列)

25 習	24 譽	23 型	22 署	21 黄	20 翟	19 濯	18 黄	17 智	16 濯	15 署	14 署	13 黄	12 署	11	10 署	9	∞ ™4	7 習	6	51 TH	4	ω π¥	2 型	1	No.
家 学图	小小根	※ 学器	室 岩閣	勤番 松	小太鼠	選学 第	勤番 長	景 学器	潜学 松	帝 学歴	長 本屋	勤番 北	北	小人	習学 松	習学 伊	習学 伊	室   岩閣	小人	室 岩閣	選 学器	習学 伊	北一本屋	北	<b>仕務</b>
家原家二代	小石川家三代	家原家二代	室町家三代	松坂家三代	小石川家三代	新町家三代	長井家二代	長井家二代	松坂家三代	新町家三代	長井家二代	北家四代	北家四代	小野田家二代	松坂家二代	伊皿子家二代	伊皿子家二代	室町家二代	小石川家初代	室町家初代	新町家初代	伊皿子家初代	北家二代	北家初代	* • 17 H
		No.149五男	No.7長男		No.149四男				No.10長男	No.149三男	No.149次男		No.149長男	No.157五男	本阿弥九右衛門三男		No.1十一男	No.1六男の次男	No.1十男	No.1四男	No.1三男	No.1次男	No.1長男	高俊四男	H
政黨	重元	政黨	高興	福	神	高弥	画文字	京文	神神	市界	南瀬	高美	高美	* 常	画	高勝	高勝	市途	高春	高伴	高沿	画	平相	<b>雪</b> 型	1 81
清蔵	弁蔵	消蔵	元蕨	則次郎	弁蔵	金蕨	<b> </b>	冗藏	則次郎	金蔵	冗藏	治兵衛	万蕨	八助	則次郎	庄之助	庄之助								外垣時の石町
	[] ) 四	初習学	初習学		初習学	八)	三度日	八)	初習学	初習学	初習学	二度目	初習学	初習学	初習学	八度田	初習学	初習学	初習学	初習学	初習学	初習学	初習学	初習学	[1 %X
16歲	19歳	15歲	15歲	18歳	16歳	18歳	18歳	17歳	15歳	15歳	16歲	17歳	15歳	17歲	17歳	19歳	15歲	13歳	13歳	15歳	15歲	15歳	15歲	14歳	+ 80
元文5年8月	元文4年9月	元文4年6月	元文4年3月	元文2年9月	元文元年 9月	元文元年 6月	享保20年閏3月	享保19年 9 月	享保19年	享保18年 9 月	享保18年 9 月	享保16年 3 月	享保14年10月	享保9年10月	正徳元年	宝永7年?	宝永3年9月	宝永元年 4 月	貞享4年	延宝元年	寛文11年	寛文8年	寛文7年	寛永12年	出発年月
寛保元年11月	元文5年9月	元文5年4月	元文5年3月	元文3年4月	元文3年3月	元文2年5月	元文2年8月	享保20年閏3月		享保19年9月	享保19年9月	享保16年5月	享保15年10月	享保15年11月		正徳元年5月	宝永6年5月					寛文12年	寛文12年	慶安2年	出立年月
Ĭ	ĭF	大坂	ĬF	大坂	ĬĦ	ĬΠ	大坂	京都	京都	ĬĦ	ĬF	ĬF	ĬF	大坂	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬĦ	ĬF	ĬF	到45000年

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	No.
茶	外路	外路	外	外配	外	外路	外配	水路	外路	外配	水路	外	华	外路	外配	水路	外	<b>补</b>	松	外	<b>华</b>	松	外路	外	松	勤番	任務
	南家四代	室町家四代	松坂家二代六男	松坂家四代	新町家四代	室町家四代	南家四代	松坂家四代	新町家四代	北家五代	長井家二代長男	北家五代	松坂家二代六男	松坂家二代次男	小野田家三代	松坂家二代次男	南家三代	小野田家三代	伊皿子家三代	永坂町家三代	南家三代	家原家二代	永坂町家三代	伊皿子家三代		室町家三代	家・代目
						No.20次男	No.153次男	No.10七男	No.20長男		No.14長男	No.13男	No.10六男			No.10次男		No.11長男			No.153長男		No.158長男	No.8次男			出自
勝右衛門	高業	南売	正古	面田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	高海	南売	直業	祖和	高無	高清	高行	高清	正古	正姨	本本	円蕨	高邦	本	市	路路	高邦	政黨	高路	高岡	則次郎	画 興	名前
勝右衛門	八五郎	三次郎	正古	進蔵	源右衛門	弁吉	長次郎・八五郎	進蔵	幾之助	真八	伊八	<b>丑</b> 校	正古	正蕨	宗五郎	正蕨	八五郎	弥助·宗五郎	源右衛門	専次郎	長八	清蔵	専次郎	庄之助	則次郎	源右衛門	派遣時の名前
初習学	川岡田	八八四	八两四	八两四	三两四	初習学	初習学	初習学	初習学	八两四	初習学	初習学	初習学	川湾田	八四四	初習学	三無四	初習学	三大河	三两四	初習学	三大田	初習学	初習学	初習学		回数
	19歳	18歳		22歳	18歳	15歳	15歳	18歳	15歳	19歳	16歳	15歳			18歳		18歳	15歳	18歳	17歳	15歲	19歳	15歳	15歳		17歳	年齢
明和3年3月	明和2年4月	明和2年4月	明和2年2月	明和元年10月	宝暦13年10月	宝暦12年閏4月	宝暦11年4月	宝暦10年10月	宝暦10年4月	宝暦10年4月	宝暦9年5月着	宝暦6年9月	宝暦4年6月	宝暦2年	寬延3年9月	寬延3年	延享4年10月着	延享4年4月	延享3年12月	延享2年9月	延享元年9月	寬保3年9月	寬保3年6月	寬保3年4月	寬保2年10月着	寬保元年10月着	本拠地 出発年月
明和 4 年正月	明和3年3月	明和3年3月		明和2年7月	明和元年10月	宝暦13年 4月	宝暦12年閏4月	宝暦12年3月	宝暦11年4月	宝暦11年4月	宝暦10年4月出立	宝暦7年7月	宝暦13年6月		宝曆元年9月	宝曆元年10月以前	寬延元年閏10月出立	寬延元年 3月	延享4年	延享4年3月	延享2年	延享3年2月	延享2年出立	延享元年3月		寬保2年7月出立	勤務地 出立年月
ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬŢ	ĬF	ĬF	ĬF	大坂	ĬΠ	ĬŢ	ĬF	ĬF	ĬŢ	大坂	ĬF	ĬŢ	大坂	勤務地

80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
棚 半 半	学	勤番	学	学	学	勤番	学	<b>补</b>	华	<b>补</b>	学	学 学	勤番	学	勤番	外路	学	学	<b>州</b>	学	学	<b>补</b>	学	学 学	<b>补</b>	华	学
室町家五代小野田家四代	小石川家五代	室町家五代	家原家四代	長井家三代	家原家四代	南家五代	新町家五代	小野田家四代	長井家三代	新町家五代	南家五代	小野田家四代	伊皿子家四代	新町家五代	伊皿子家四代	小野田家四代	永坂町家四代	永坂町家四代	北家六代	長井家三代	北家六代	永坂町家四代	長井家三代	長井家三代	長井家三代	小石川家四代	小石川家四代
	No.22男	No.46長男			家原政董長男						No.45男			No.15男	No.28次男	No.29五男					No.40長男	No.29四男			No.29次男		No.20男
画 孝氏 徴	福路	邮用用		高機	攻跖	卓挟	高雅	孝徴	可幾	高雅	南東	孝徴	高年	高雅	高年	孝徴	高級	極極	四格	高義	高祐	卓極	高義	高幾	可幾	加油	画畫
一八助	元五郎	元之助	長次郎	喜次郎	長次郎	次郎右衛門	金蕨	八助	伝蔵	金蔵	清蔵・長次郎	宗五郎	三郎助	金蕨	三郎助	宗五郎	宗十郎	<b>崇十</b> 郎	八之助・新八	喜次郎	八之助	亀之助	喜次郎	喜次郎	亀之助	源次郎	伊之介
四月度日	初習学	初勤番	三大河	六度田	初習学	三度田	三二	三渡日	五度目	二度目	初習学	三两田	二度目	初習学	初勤番	初習学	三大田	[ L 两 田	三大田	四度目	初習学	初習学	三天田田	三两田	初習学	三大河	初習学
19歳	15歳	16歳	19歳	34歳	16歳	19歳	21歳	22歳	28歳	18歳	15歳	20歳	20歳	15歳	16歳	16歳	19歳	18歳	18歳	19歳	15歳	15歳	18歳	16歳	15歳	17歳	15歳
寛政5年8月 寛政7年4月	寛政3年4月	寛政2年正月	寬政元年8月	寬政元年閏6月着	天明6年4月	天明5年5月	天明5年4月	天明3年5月	天明3年3月	天明2年4月	天明元年10月着	天明元年 4月	天明元年 4月	安永8年10月	安永6年11月	安永6年9月	安永6年4月	安永5年冬	安永5年3月	安永3年10月	安永2年9月	安永2年閏3月	安永2年3月	明和8年2月	明和7年4月	明和5年10月	明和3年9月
置政 6年 7月 寛政 8年12月	寛政4年8月	寛政3年5月	寛政 2 年10月	寛政2年9月出立	天明7年6月	天明6年9月	天明6年4月	天明 4 年11月	天明5年5月	天明3年4月	天明2年9月	天明元年9月	天明2年5月	安永9年5月	安永8年5月	安永7年9月	安永6年5月	安永6年4月	安永6年3月	安永5年9月	安永3年9月		安永2年8月	明和9年3月	明和7年11月	明和6年10月	明和4年閏9月
	ĬĦ	ĬĦ	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	Ĭ	ĬĦ	ĬF	ĬΠ	ĬF	ĬF	ĬΠ	ĬF	ĬF	ĬĦ	京都	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬĦ	大坂	ĬF	京都	ĬF	ĬĦ

108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	No.
· 学	松	松	松	松	州	松	松	松	州	松	松	松	松	松	松	补	松	松	松	松	松	松	州	松	松	外	任務
小野田家五代	新町家六代	小石川家六代	新町家六代	北家八代	長井家五代	室町家八代	永坂町家五代	小石川家六代	家原家五代	室町家八代	室町家八代	家原家五代	小野田家五代	伊皿子家五代	新町家五代養子	家原家五代	室町家八代	松坂家六代	伊皿子家五代	北家七代	新町家五代養子	松坂家六代	松坂家六代	室町家七代	北家七代	小石川家五代	家・代目
			No.59次男	No.83長男	No.55三男		家原政董男	No.79三男					No.75三男			No.75次男	No.79長男		No.69長男		No.66養子		No.41長男	No.43長男	No.40次男		自出
本置	高潘	祖祖	部	高福	早间	成	高紅	湖湖	政由	高茂	高茂	政由	操置	高基	<u></u> 라	政由	高茂	周田	高基	高線	파 	加州	加州	高油	問親	高統	名前
宗五郎	金蕨	弁蔵	金蕨	長四郎	四郎太郎	元蕨	三三郎	弁蔵	次郎蔵	元蔵	元蔵	次郎蔵	宗五郎	勝之助	高四郎	次郎蔵	元蕨	進蔵	勝之助	三三郎	高四郎	進蔵	進蔵	古書	三三郎	宗五郎	派遣時の名前
	八八四四	二 两 田	初習学	初習学	初習学	四度目	初習学	初習学	川岡岡田	三世田	 	门 两 田	初習学	门 两 田	八八四四	初習学	初習学	三世田	初習学	门 两 田	初習学	二 两 田	初習学	初習学	初習学	三大	回数
28歳	17歳	24歳	15歳	15歳	17歳	27歳	32歳	17歳	23歳	23歳	20歳	19歳	15歳	17歳		16歳	16歳	19歳	15歳	20歳		18歳	15歳	24歳	17歳	19歳	年齢
文政7年5月	文政7年5月	文政6年6月	文政 5 年10月	文政 5 年10月	文政5年3月	文政2年5月	文政2年閏4月	文化13年8月	文化12年11月	文化12年6月	文化9年10月	文化8年9月	文化8年9月	文化6年5月	文化5年10月	文化5年8月	文化5年2月	文化4年10月	文化4年9月	文化2年9月	文化元年5月	文化元年	享和3年2月	享和2年5月	享和2年2月	寛政7年4月	本拠地 出発年月
文政9年8月	文政8年2月	文政8年7月	文政6年11月	文政6年11月	文政6年3月	文政5年7月	文政3年5月	文化14年9月	文化14年3月	文化13年8月	文化10年10月	文化9年8月	文化9年8月	文化7年5月		文化6年9月	文化6年2月	文化6年4月	文化5年3月	文化4年2月	文化2年8月出立	文化3年	文化元年5月	享和3年8月	享和3年2月	寛政9年7月	勤務地 出立年月
ĬŢ	江戸	江戸	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	江戸	ĬF	江戸	ĬF	ĬF	ĬF	ĬF	江戸	ĬF	京都	江戸	ĬF	江戸	江戸	京都	江戸	江戸	ĬF	勤務地

135 136 137	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109
字字字字 写图 超 弱	学学習	外圈	孙	外	外	外	<b>补</b>	补	外	外	孙	外	外	孙	外	外	外	孙	学	勤番	外	外	孙	外	小 四
新国家七代 北家九代 北家九代 新国家七代	北家九代 松坂家七代	小石川家七代	室町家九代	松坂家七代	長井家五代	小石川家七代	室町家九代	永坂町家六代	松坂家七代	家原家六代	小石川家七代	家原家六代	松坂家七代	家原家六代	南家七代	南家七代	伊皿子家六代	永坂町家六代	伊皿子家六代	南家六代	家原家五代男	南家六代	小野田家六代	長井家五代	北家八代
No.105次男	No.104長男						No.91次男				No.69八男		No.85次男	No.92長男		No.69七男		No.83男	No.83四男		No.92男	No.69男	No.83次男		
一点点点点 资料 網 網 網 網 網 網	点点点	교마	重	画要	車車	副中	原皮	歐潔	高敏	政春	교마	政春	画要	政春	画愛	画愛	型界	計繁	画界	喧雳	英蔵	河寒	李	車車	
が、成立の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	長四郎	八十助	桃次郎	進蔵	四郎太郎	八十助	桃次郎	兼次郎	進蔵	清蔵	八十助	清蔵	進蔵	清蔵	博市郎	弘吉郎	元之助	兼次郎	守之助	元之助	英蔵	八五郎	午之助	四郎太郎	次郎右衛門
1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	初習学	川戸田	三大河	三大河	[]] ) 回	三度目	初習学	三大河	川岡田	[]] ) 回	初習学	三大河	初習学	初習学	三大河	初習学	三度目	初習学	初習学	三大河	初習学	初習学	初習学	八两田	
15歳 18歳 19歳	15 蒙 29 蒙	24歳	19歳	20歳	36歳	19歳	15歳	22歳	17歳	19歳	17歳	18歳	15歳	17歳	18歳	15歳	18歳	15歳	16歳	18歳		15歳	17歳	20歳	18歳
嘉永5年閏2月 安政元年10月着 安政3年9月	嘉永 4 年 4 月   嘉永 4 年10月	弘化3年12月	弘化2年2月	天保13年10月	天保12年10月	天保12年8月	天保12年4月	天保11年	天保10年11月	天保10年10月	天保10年10月	天保9年10月	天保8年9月	天保8年5月	天保8年4月	天保5年8月	天保4年11月	天保4年8月	天保2年8月	天保元年3月	文政12年10月	文政10年8月	文政9年4月	文政8年8月	文政8年正月
嘉永 6 年 3 月 安政 3 年 9 月出立 安政 3 年11月	嘉永5年3月発	嘉永元年6月	弘化3年5月	天保14年10月	天保14年3月	天保13年10月	天保14年5月	天保12年 3 月	天保11年9月	天保11年10月	天保11年11月	天保10年10月	天保9年9月	天保9年9月	天保10年8月	天保6年8月	天保6年3月	天保 5 年11月	天保3年閏11月	天保3年		文政11年8月	文政11年9月	文政10年8月	天保2年4月
江北大大四、坂坂坂	上 京 京 戸 郡	ĬF	ΉΠ	ĬĦ	ĬΠ	ĬΠ	ĬF	ĬΠ	京都	ĬΠ	ΉΠ	京都	京都	ĬΠ	ĬĦ	ĬΠ	ĬΠ	大坂	ĬĦ	ĬΠ	ĬĦ	ĬΠ	ĬΠ	大坂	ĬF

<b>≭</b> 1031−4),	(三井文庫所蔵史料 本1	本945・本948・続1135)、「同苗江戸大阪勤番小遣路金之建」	江戸大門	5)、「画曲	本945・本948・続113	(三井文庫所蔵史料 :		出所)『稿本三井家史料』、「同苗店々勤方定目」	八路大	旭出
	不明	不明				<b>広</b> 蕨	No.55次男	長井家四代	外	162
	思	不明				かち	No.1四女	長井家初代	州	161
	不明	十男				政筱	家原政名次男	家原家初代	补	160
	不明	不明				**	益田玄春男	小野田家初代	学	159
	不明	不明				画	No.157次男	永坂町家二代	外	158
	不明	十男				歐古	小野田俊貞三男	永坂町家初代	州	157
	不明	十男				高行	西村広尚男	松坂家五代	茶	156
	不明	不明				置	桜井弘重四男	松坂家初代	外	155
	不明	十男				파門	No.4三男	小石川家二代	州	154
	不明	十男				画	No.152長男	南家二代	茶	153
	不明	<b>不</b> 賜				高久	No.1九男	南家初代	孙	152
	不明	<b>六</b>				高光	No.78長男	室町家六代	孙	151
	不明	不明				高方	No.4長男	新町家二代	外	150
	不明	不明				高房	No.2長男	北家三代	外配	149
横浜		明治5年2月		初習学	復太郎	高復	No.121長男	松坂家八代	学 学	148
東京		明治3年5月着	19歳	初習学	貞次郎	極	No.123男	小石川家七代男	州	147
東京		明治3年5月着	20歳		弁蔵	画学		小石川家八代	外	146
東京		明治3年5月	20歳	初習学	震之助	高保	No.104五男	室町家十代	孙	145
東京		明治2年6月	20歳	八庚田	寿之助	高弘		南家八代	孙	144
ĬF		慶応3年5月	17歳	初習学	弁蔵	画学	No.123長男	小石川家八代	外	143
ĬΠ	慶応2年4月	慶応元年2月	16歳	初習学	寿之助	高弘	No.104五男	南家八代	州	142
ĬF	文久元年正月	万延元年	21歳	二度目	宗之助	高猷		永坂町家七代	外	141
ĬF		安政6年4月	15歳	初習学	則之助	画原	No.105三男	新町家八代	茶	140
京都	安政6年6月	安政 4 年10月	18歳	初習学	宗之助	高猷	No.104次男	永坂町家七代	孙	139
江戸	安政5年10月発	安政4年9月	13歳	初習学	守之助	高生	No.115男	伊皿子家七代	外配	138
勤務地	勤務地 出立年月	本拠地 出発年月	年齢	回数	派遣時の名前	名前	出自	家・代目	任務	No.

「示合控」(三井文庫所蔵史料 別676)。

遺書」 二代 が最初である。二番手は正徳元年に派遣されたと思われる高邁 制 定前の見習いであり、 「高富草案」に見られる見習い原則と、 (松坂家二代、 高勝に発令された No. 10 「勤方之定」などの心得に基 である。この二名は

づいて見習いを行ったものと思われる。

家八代、 を図っており、 お、確認できる最終期の見習いは、 勤方定目に基づき、 、松坂家八代、 No. 1 4 6 M148)であった。この時期、三井では呉服店を分離し、銀行を中核とした新たな事業基盤への 制定後、 三井における呉服事業の終焉とともに家業見習いもまたその役目を終えた。 適齢期を迎えた同族は居住地以外にある営業店舗での家業見習いを行っているものと思われる。 高悠 最初の見習いは確認できる限り孝紀に (小石川家七代男、 明治三年(一八七〇)に派遣された高保 No. 147) の三名と、 (小野田家二代、 明治五年 (室町家十代、 No. 11 (一八七二) である。 に横浜店に派遣され № 145)、高景 これ以後 (小石 : た 高: 換 濵 な GY.

## 2 家別の家業見習いの状況

る。 で、この内見習い一 表)。ここでは見習い適齢期の勤番者も含めた。修行・見習いの経験を確認できる同族は不明の一六名を除いて七六名 で勤番として下向している八名も含む)、三回は一〇名、 今度は三井一一家ごとの傾向を見てみよう。第1表をもとに家ごと・当主ごとに見習い回数、 の六回がある。 П のみの見習いで終えている同族も少なからずいたようだが、 「宗竺遺書」等に定められているように、 回は二一名 (高利・高平・ 高富•高伴• 四回は二名で、 高春ら黎明期の同族も含む)、 半数以上の同族が見習い 黎明期や幕末維新期に集中しているため、三井 五回以上見習いに行った者は高義 · を二 二回は四二名 口 経 験していることがわ 年齢をまとめた (二)歳未満 (長井家三

抱える事情によって見習いを一回しか経験できなかった者であろう。

孝があき ある。 П 小 |見習いに赴いていたのは高雅 高喜を除き連家の者が多い傾向である。 田家四代)、 政製 (家原家二代)、 (新町家五代)、 政 ま は き 四回見習いに赴いていたのは高茂 (同五代)、政春 高いより (小石川家七代)、 (同六代)、高陳 高まさ (室町家八代)、 (松坂家六代)、 (長井家二代)、高厚 高なし 高かが (永坂町家四代)、 (松坂家七代)、 (同五代)

六回は高義

(長井家三代)である。

以下、

四回以上見習いに行った者の傾向を見てみよう。

七七一) 習いを命ぜられたものである 習いを行い を務めるなどの事情があり、 天保十三年、 者であったため、二回目以降は江戸勤番として赴いているが、 ったりしたため初 で一一歳で家督相続をしている。 を襲名。 高義(一七五六~一八四○)は永坂町家三代・高路の次男であり、明和三年(一七六六)に高路が義絶となったこと 高茂(一七九三~一八三四)は小石川家五代高経の長男で、二○歳で室町家に入った。この時期から他借が多く放蕩 (一八二三~一八八五) は天保八年 (一八三七) に一五歳で京本店で見習いを行ったのち、 に一五歳で数ヶ月実施した京都見習いを皮切りに一六歳で江戸に一年余、 同四年、 二八歳で江戸に二年余、 二〇歳のときに江戸で見習いを実施。嘉永二年 同年に北家高福の義弟となったうえで実父高匡の養子として松坂家に復帰。 二九歳のときに江戸で見習いを行っている。 П 「の京都を長めにとり、 京都での見習いを若い頃に二回行わざるをえず、 (「則右衛門様御慎ニ付於本店御寄宿御習学被仰付候」)。 明和六年 三四歳で江戸に一年余滞在してい 三度目に大坂に見習いに出かけるなど、 (一七六九) に長井家二代 (一八四九) 二七歳で家督相続 四度目の京都見習いは、 実質的に見習い扱いであったものと思われる。 ・高陳の養子となり長井家に入る。 . る。 家督相続が初回 江戸での見習いも遅れたものと思われる。 変則的な見習いを行ってい 一八歳で大坂に五ヶ月、 松坂家の相続や松坂の大年寄見習 謹慎中で京本店に寄宿の上、 翌年松坂大年寄見習となる。 1の京都 Ľ 同三年に則右 同十年にも京都で見 初出 勤 0) 和 時 期と重 るため 九歳で江 衛門名前

数が増えている

## 三井同族の家業見習いに関する基礎的研究(下向井)

第2表 三井同族の家業見習いの回数・年齢 (家別)

20, 2 20,		3/3/(*/ //	N /N /L	* */ 🛶	XX I I	p ((3,000)			
家	代目	名前	回数	初回	二回	三回	四回	五.回	六回
北家	初代	高利	1	14歳					
	二代	高平	1	15歳					
	三代	高房	不明						
	四代	高美	2	15歳	17歳				
	五代	高清	2	15歳	19歳				
	六代	高祐	2	15歳	18歳				
	七代	高就	2	17歳	20歳				
	八代	高福	2	15歳	18歳				
	九代	高朗	2	15歳	18歳				
伊皿子	初代	高富	1	15歳					
家	二代	高勝	2	15歳	19歳				
	三代	高登	2	15歳	18歳				
	四代	高年	2	16歳	20歳				
	五代	高基	2	15歳	17歳				
	六代	高映	2	16歳	18歳				
	七代	高生	1	13歳					
新町家	初代	高治	1	15歳					
	二代	高方	不明						
	三代	高弥	2	15歳	18歳				
	四代	高典	2	15歳	18歳				
	五代	高雅	3	15歳	18歳	21歳			
	五代 養子	高一	2	不詳	不詳				
	六代	高満	2	15歳	17歳				
	七代	高淵	2	15歳	19歳				
	八代	高辰	1	15歳					
室町家	初代	高伴	1	15歳					
	二代	高遠	1	13歳					
	三代	高興	2	15歳	17歳				
	四代	高亮	2	15歳	18歳				
	五代	高民	2	16歳	19歳				
	六代	高光	不明						
	七代	高迪	1	24歳					
	八代	高茂	4	16歳	20歳	23歳	27歳		
	九代	高良	2	15歳	19歳				
	十代	高保	1	20歳					

家	代目	名前	回数	初回	二回	三回	四回	五回	六回
南家	初代	高久	不明						
	二代	高博	不明						
	三代	高邦	2	15歳	18歳				
	四代	高業	2	15歳	19歳				
	五代	高英	2	15歳	19歳				
	六代	高影	2	15歳	18歳				
	七代	高愛	2	15歳	18歳				
	八代	高弘	2	16歳	20歳				
小石川	初代	高春	1	13歳					
家	二代	高副	不明						
	三代	高長	2	16歳	19歳				
	四代	高董	2	15歳	17歳				
	五代	高経	2	15歳	19歳				
	六代	高益	2	17歳	24歳	0.15			
	七代	高喜	3	17歳	19歳	24歳			
	七代 男	高悠	1	19歳					
	八代	高景	2	17歳	20歳				
松坂家	初代	孝賢	不明						
	二代	高邁	1	17歳					
	二代	正蔵	2	不詳	不詳				
	次男								
	二代 六男	正吉	2	不詳	不詳				
	三代	高峙	2	15歳	18歳				
	四代	高岳	2	18歳	22歳				
	五代	高行	不明						
	六代	高匡	3	15歳	18歳	19歳			
	七代	高敏	4	15歳	17歳	20歳	29歳		
	八代	高復	1	13歳					
永坂町	初代	高古	不明						
家	二代	高豊	不明						
	三代	高路	2	15歳	17歳				
	四代	高蔭	3	15歳	18歳	19歳			
	五代	高延	1	32歳					
	六代	高潔	2	15歳	22歳				
	七代	高猷	2	18歳	21歳				
小野田	初代	孝俊	不明						
家	二代	孝紀	1	<u>17歳</u>					
	三代	孝本	2	15歳	18歳				
	四代	孝徴	3	16歳	20歳	22歳			
	五代	孝嗣	2	15歳	28歳				
	六代	孝令	1	17歳					

			I						
家	代目	名前	回数	初回	二回	三回	四回	五回	六回
家原家	初代	政俊	不明						
	二代	政凞	2	15歳	16歳	19歳			
	四代	政昭	2	16歳	19歳				
	五代	政由	3	16歳	19歳	23歳			
	五代 男	英蔵	1	不詳					
	五代 男	勝之 助	1	不詳					
	六代	政春	3	17歳	18歳	19歳			
長井家	初代	かち	不明						
	二代	高陳	3	16歳	17歳	18歳			
	二代 長男	高行	1	16歳					
	三代	高義	6	15歳	16歳	18歳	19歳	28歳	34歳
	四代	伝蔵	不明						
	五代	高厚	3	17歳	20歳	36歳			
その他	?	則次 郎	1	不詳					
	?	勝右 衛門	1	不詳					

注)第1表を基に加工。下線は勤務地を示す。下線無しは江戸、\_\_\_は東京、\_\_\_は大坂、は京都、\_\_\_は横浜である。

場所を確認できたのは先述の通り七六名。

六歳が一一名、

一七歳が九名で、これらで半数以上を占

一五歳より若い見習い経験者もおり、

める。その他、

歳四名、

四

歳一名となっている。

四歳の下向

は第

歳

から二〇歳に集中しており、

特に一五歳が三八名、

ずは初回見習いである

(第3表)。

初回

|見習い

· の年

爿

ま

年齢では一三

3 初回見習いの実施状況

家別・年齢別にみた初回見習い

1

次に、

家別・年齢別に見習いの状況を見てみよう。

に赴く者も四名確認できる。「宗竺遺書」では、一三歳定められているものの、高利より若年の一三歳で見習いの初回見習いは一五歳頃、勤方定目で一五~二○歳頃と一章で述べたように高利である。「宗竺遺書」で江戸で

で二回の家業見習いを経験していたのである。められているように、居住地以外の土地にある営業店舗であり、多くの同族は「宗竺遺書」や勤方定目などで定いずれにせよ、三回以上見習いを行う者は特殊ケース

第3表 最初の長期間習学

अ⊃ ∪ :	<b>1</b> 1 1 1	7071	>∜11□1 E	<b>□</b> 1									
	合計	北	伊皿子	新町	室町	南	小石 川	松坂	永坂 町	小野田	家原	長井	不明
13歳	4		1		1		1	1					
14歳	1	1											
15歳	38	6	4	7	4	5	2	3	3	2	1	1	
16歳	11		2		2	1	1			1	2	2	
17歳	9	1					3	1		2	1	1	
18歳	2							1	1				
19歳	1						1						
20歳	1				1								
21歳	0												
22歳	0												
23歳	0												
24歳	1				1								
32歳	1								1				
不明	7			1				2			2		2
合計	76	8	7	8	9	6	8	8	5	5	6	4	2

年(一六七三)に開業した江戸の呉服店は天和三年(一六八三) スといえる。 での見習いを行う年齢に達していないが、 高春(一六七五~一七三五) 貞享四年(一六八七)に一三歳で江戸に修行に出る。延宝元 は小石川家初代。 例外的に行われたケ 高利十男。

に駿河町に移転する。 駿河町で最初に初回見習いを受けた同族子

の養子となり江戸で生活する。 高遠(一六九二~一七二七)は室町家二代。 弟ということになる。

高生 (一八四三~一九一四) 京都生。元禄十年(一六九七)に五歳で高伴 は伊皿子家七代。 伊皿子家六代高 (室町家初代)

高利六男高好

の次

映庶子。嘉永二年(一八四九)に入家している。

安政四年(一八

本店での初出勤を飛ばして江戸での習学を実施したか。 五七)に相続し、 高りまた 一五歳を迎えていなかったが、近世の枠組みでの見習い (一八五九~一九〇三) は松坂家八代。松坂家七代高敏 江戸に下向する。若年で家督相続したため、

験させるために派遣されたのであろう。江戸本店・向店は整理統

を経

遠隔地の店舗

を京本店への初出勤を行うべき年齢に定めており、

中に二二

一歳で没す。

高品が

(一七四三~一八二三) は松坂家四代。

松坂家二

一代高邁七男。

宝曆十年

(一七六〇)

に一八歳で長兄高

0)

合されており、 見習いも横浜店で行っている。

情によって一三歳での初回見習いを行わざるを得なかったものと思われる。 高 高遠が 一三歳で見習いに送られ た事情は判然とし ない が、 高生• 高 一復につ N ては家の 事情、 三井の 置 いかれ た事

他 方 八歳から二 四 歳までに初回見習いを行っ た者もて 五名 . る

高たか 迪を (一七七九~一八一一) は室町家七代。 新 町 应 代高典 七四六~一八一一) 長男。 享和元年 (一八〇一)

翌年に一 一四歳で江戸で初回見習いを行う。

高か 保 (一八五〇~一九二三) は室町家十代。 北家八代高福 一六男。 明治元年(一八六八)入家。 明治三 (一八七〇) 年

に二○歳で東京での初回見習いを経験している。 高か 猷の

(一八四〇~一八七一)

は永坂町家七代。

北家八代高福次男

(庶子)。

弘化

|| 元年

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

八四四)

北家入家

の後、

長

継いでいないが、 改名している。 井家に入るも嘉永三年(一八五〇) 高か 悠る (一八五一~一八七三) 嘉永六年 (一八五三)、 高保らとともに末期の初回見習いの一員として東京に派遣される。 は小石川家七代高喜男。 に離縁され北家に復帰する。 永坂町家に入家。 明 安政四年(一八五七)、一八歳で京都で初 別治三年 さらに一時的に重役の中塚徳次郎に預けられ六之助 (一八七○)、一九歳で初回見習い。 明治六年(一八七三)、 口 見 どの家の家督も 習い 米国 留

となり、 その年に江戸 に初回 見習いとして送ら ñ

ずれも本来家を継ぐ予定では無かっ た者が養子などにより入家しており、 初 П |見習 11 の適齢期を逃したパター

思われる。

**/** ( 是知の巨期関羽学の勘教具

高義(先述)であった。

(先述)、

長井家三代

5 4	女 取作	90001支	. 共月1日1年	当子の	実力 化分よ	IL.							
	合計	北	伊皿子	新町	室町	南	小石川	松坂	永坂 町	小野田	家原	長井	不明
戸	65	8	7	8	8	6	7	4	3	4	5	3	2
京	2				1		1						
都	5							3	1			1	
坂	3								1	1	1		
浜	1							1					
明	0												
計	76	8	7	8	9	6	8	8	5	5	5	4	2
	戸京都坂浜明	合計   戸京   65   2   都   5   5   4   5   5   4   7   8   9   9	合計 北   戸 65 8   京 2   都 5   坂 3   浜 1   明 0	合計 北 伊皿子   戸 65 8 7   京 2   都 5   坂 3   浜 1   明 0	合計 北 伊皿 子 新町   戸 65 8 7 8   京 2   都 5   坂 3   浜 1   明 0	合計 北 伊皿 子 新町 室町   戸 65 8 7 8 8   京 2 8 1   板 3 3 4 1   明 0 0 0 0	合計 北 伊皿 子 新町 室町 南   戸 65 8 7 8 8 6   京 2 8 1 1   坂 3 3 4 1 4   明 0 0 0 0 0	合計 北 伊皿 子 新町 室町 南 小石 川   戸 65 8 7 8 8 6 7   京 2 1 1 1   坂 3 3 4 1 1   明 0 0 0 0 0 0	合計 北 伊皿 子 新町 室町 南 小石 川 松坂   戸 65 8 7 8 8 6 7 4   京 2 1 1 1 3   坂 3 3 3 3   浜 1 1 1 1   明 0 0 0 0 0	合計 北 伊皿 子 新町 室町 南 小石 川 松坂 永坂 町   戸 65 8 7 8 8 6 7 4 3   京 2 1 1 1 3 1   坂 3 3 1 1 1   明 0 0 0 0 0 0 0	合計 北 伊皿 子 新町 室町 南 小石 川 松坂 永坂 町 小野 田   戸 65 8 7 8 8 6 7 4 3 4   京 2 1 1 1 3 1   坂 3 3 1 1 1 1   明 0 0 0 0 0 0 0 0 0	合計 北 伊皿 子 新町 室町 南 小石 川 松坂 永坂 町 小野 田 家原   戸 65 8 7 8 8 6 7 4 3 4 5   京 2 1 1 1 3 1 1 1   坂 3 3 4 5 1	合計 北 伊皿 子 新町 室町 南 小石 川 松坂 永坂 町 小野 田 家原 長井   戸 65 8 7 8 8 6 7 4 3 4 5 3   京 2 1 1 1 3 1 1 1   坂 3 3 4 5 1 1 1 1 1 1 1   明 0 <td< td=""></td<>

があったことがわかる。

実施しており、

家督相続や養子などにより、

原則より先行するケース、

遅延するケー

初

|回見習いについては、基本的に「宗竺遺書」等で定められている習学年齢に従って

(2) 家別・赴任地別にみた初回見習い

七六名中六七名が江

(松坂家八代

そのかわりに

の多くは

店で初回見習いを行ったのは、松坂家三代高峙(一七二〇~一七八六)、同六代高統 京都・大坂で初回見習いを行う者も少なからず存在する。先述した高復 見習いが「江戸習学」と呼ばれるゆえんである。 戸・東京で初回の見習いを経験している。特に六本家は全員江戸・東京に赴任している。 のように三井の置かれた事情により横浜店で勤務するケースもある。 (一七八九~一八五六)、 一五歳頃に京本店や大坂本店で初回見習いを行うパターンをとっている。たとえば京本 「宗竺遺書」などで定められている一三歳での京本店初出勤を経験せず、 特に顕著なのは松坂に居住している松坂家・永坂町家である。松坂在住同族 今度は赴任地別・家別に初回見習いをみてみよう(第4表)。 同七代高敏(一七八九~一八五六)、高猷 他方、連家については江戸のみならず

的には遵守されていることがわかる。しかし一部、 以上のように、 で明記している一三歳頃の京本店初出勤と、 同族子弟の行う初回見習い の大半は江戸で行われていた。 五歳頃の江戸での初回見習いは基本 京都・大坂での初回見習いもあった。

240

基本的には連家の同族子弟に多く見られ、 京 本 · 呉服店 0 初 出勤を行うには京都 両替店の状況に触れさせる機会を与える必要があったことなどが考え得る。 ・松坂間は距離があったこと、 特に松坂在住者に顕著であった。 京都のことを知らない子弟に対してまずは京都の大元 その理由は判然としないが、ごく短期間

0)

## |度目見習いの実施状況

1

家別・年齢別の二度目見習

では二度目見習い の状況を家別・年齢別に見てみよう (第5表)。 総数五四件であり、 初回見習いの人数より少ない。

の勤務が見習いではなく明確に実務を担う勤番として派遣される者が増えるためである。

二度目見習

二四四

嚴

これは二度目以降

容を踏まえたものとなっている

いの多くは一六歳から二二歳の間 で行われており、 特に一八歳一七名、 一九歳一二名が多い。 これも「宗竺遺書」 の内

の 高 益 ま 二度目見習いを最も遅く経験したのは二二歳で派遣された高岳 (小石川家六代)、二八歳の孝嗣 (小野田家五代) である。 (松坂家四代、 先述)、 高かれる (永坂町家六代)、

となったため習学時期を延ばしたものと思われる。 回見習いを行っている。天保六年(一八三五)に一七歳で松坂大年寄見習を拝命する。 っており、 大年寄本役を拝命し、ようやく二二歳で二度目下向を果たす。 例えば、 高潔(一八一九~一八八一)は北家七代高就の庶子である。三歳で永坂町に入り、 その影響で二度目見習いも大幅に遅れたものと思われる。 また、高岳は先述したように一八歳で入家した上で初回 高潔の場合、 以上のように、 . 二度目習学適齢期に松坂の行政を担う立場 二度目見習い 天保八年に一九歳で家督継承し 一五歳のときに大坂で初 の経験者も |見習い · を行

適齢期に何らかの事情がある場合、遅らせることもあ

書」などで定められる見習い年齢を基本的には遵守しているが、

笙 5 耒 一度日の長期間習受

<del>∕</del> 50 :	10 一次	こロップ	又积旧	日子								
	合計	北	伊皿子	新町	室町	南	小石川	松坂	永坂 町	小野田	家原	長井
16歳	2										1	1
17歳	8	1	1	1	1		1	1	1			1
18歳	17	3	2	3	1	3		2	1	1	1	
19歳	12	1	1	1	2	2	3				2	
20歳	7	1	1		1	1	1			1		1
21歳	1								1			
22歳	2							1	1			
24歳	1						1					
28歳	1									1		
不明	3			1				2				
合計	54	6	5	6	5	6	6	6	4	3	4	3

ったものと思われる。

五名、 大坂一名となっている。 い本家の同族子弟は全員大坂に派遣されており、連家の同族子弟は京都三名! 二度目見習いが圧倒的多数を占める。二度目見習いについて、江戸に行かな 次に赴任地別の様子を見てみよう(第6表)。五四名中、江戸・東京で四 家別・赴任地別にみた二度目見習い 京都三名、 大坂六名となっており、 初回見習い同様に江戸・東京での

七)、政春(家原家六代、一八二一~一八七二)、高敏(松坂家七代、先述) などであり、大坂の二度目見習いは高厚(長井家五代)などであった。 京都で二度目見習いを行った者は、 三〇~一七七八、南家三代)、高朗(一八三七~一八九四、北家九代)、 (一八三八~一八六○、新町家七代)などである。また、連家の同族のうち、 本家の同族のうち、大坂で二度目の見習いを行っているのは、高邦に 本家筋の同族の一部が二度目見習いを大坂で行っていたり、連家筋の 高陳(長井家二代、一七一八~一七八 高が に同族

可能性は考えられるが、今後の課題である。 江戸本店の類焼やペリー来航以降の政情不安などを考慮して大坂に変更した らかにできていない。 の一部が京都 ・大坂で二度目見習いを行っている理由については現時点で明 高朗や高淵については安政年間の二度目見習いであり、

一年ロッド世間羽尖の群ない

<b>弟り衣</b> 一度日の長期间百子の勤務地												
	合計	北	伊皿子	新町	室町	南	小石 川	松坂	永坂 町	小野田	家原	長井
江戸	43	5	5	5	4	4	5	4	4	3	3	1
東京	2					1	1					
京都	3							1			1	1
大坂	6	1		1	1	1		1				1
横浜												
不明												
合計	54	6	5	6	5	6	6	6	4	3	4	3

遺書」で見習いの原則を掲げ、 施していた。三井の見習い制度は三井高富の立案した「高富草案」等を基として「宗竺 の見習いの派遣状況などを明らかにしてきた。 三井では、 以上、  $\widehat{2}$ 3 ある。 本稿では三井の同族子弟に対する家業見習いについて、 以下、 御習学中御勤方幷御心得振之覚」(三井文庫所蔵史料 おわりに 全同族男子子弟を対象とし、自店を用いた家業見習い 同族の遍歴については三井文庫編 勤方定目などで見習いの細則を定め、「勤方之定」や示 『三井家文化人名録』に依拠している。 別六七六1一一)。 規則の整備過程と実際 (特に呉服業)

あるものの、 以上、 初回見習いと二度目見習いを家別・年齢別に整理してきた。例外は少なからず 三井の見習い規則の原則は明治初期まで一応遵守されていたことがわかる。

1 子弟教育の現場での様子については具体的に明らかにできておらず、 今後の課題で

必要に応じ

を実

て様々な規則が作られていた。

ていたことになる。

その他、

見習いの旅費や小遣いなどに関する規則など、

合で個人向け心構えや注意事項を通達していた。大きく三段構えの見習い規則を用意し

だったといえる。 れる小遣い・路金の設定変更や、安永年間から寛政年間にかけての同族の不和による分裂状況下にあわせた規則の作成 上の経済動向などによって改訂される場合もあった。 「宗竺遺書」 小遣いの扱い方や道具屋との接し方、 の原則は近世を通じて変更されることは無かったものの、より細かい規則類は三井の置かれた状況や世 また、 示合には三井の同族子弟に対する心構え・注意事項を盛り込んでいた。 未来の三井代表者としての心構えなど、三井の置かれた時代状況や同 特に顕著だったのは貨幣価値変動や三井の経営状況などに左 概ねパターン化され

個性も反映されたものになっていたと思われる。

踏まえて呉服部門で示合を作成し、呉服店での勤務の心構えを同族子弟に示していたのであろう。 子弟の全体指導にあたるのは各店舗の支配人であり、 三井では実店舗での見習いにおいて、一一家の子弟で習得内容に差が生じない見習い体制をとることができたのであり、 同族子弟の家業見習いは大元方において一元的に管理し、 各部署においては現場担当の手代であった。 様々な段階の規則を作成していたものと思われる。それを このしくみにより、 見習い期間中、 同族

上の見習いを行う者もいるが、三井では基本的に「宗竺遺書」以来の原則を踏襲した習学を行っていたといえるだろう。 名前を継承して勤番として下向し、習学を行わない者もいるが、二度目習学を経験する同族も少なからずいた。三度以 ては京・大坂で行う場合もあったのである。また、二〇歳頃までに実施していた二度目の見習いにおいて、 る連家の一 適齢期の同族男子子弟はほぼ全て実店舗での見習いを経験していたことを改めて確認できた。一五歳・一六歳頃に実施 比較的均質の家業習得を行うことが可能だったといえる。 日 族子弟の実店舗での見習いについて、一一家各家の初代・二代については不明瞭な点も多いが、それ以降の見習い た 部は京都で習学を行っていた。「宗竺遺書」において江戸で行うとされている一度目の見習いは、 度目の見習いにおいて、 本家と京都在住の連家の多くは江戸で見習いを行っていたが、 松坂在住を中心とす すでに御用 家によっ

様子など、本稿では言及できなかったことも多い。また子弟教育という点でみたとき、三井各家で行われていた教育、 同族の学問や文化活動とその学習の実態解明も課題であろう。これらの点については今後明らかにしていきたい。 った同族子弟の家業見習いにおける大元方の具体的な役割や、 本稿は三井の同族子弟の家業見習いの一部を明らかにできたが、同族子弟の派遣を誰がどのように決定するのかとい 各同族が三都の各店舗で受けていた実際の訓練や生活

[付記] 本稿はJSPS科研費18H00979の助成を受けた研究成果の一部である。